

平成29年度 包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について】

(令和元年6月)

東大阪市

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成29年度監査テーマ

「東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

凡 例

編集の都合上、図表については、一部掲載を省略しています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見 1】
回答所属	調度課
項目	施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について

・包括外部監査による結果及び意見 【報告書42頁】

1) 教育委員会事務局の競争入札における落札状況
 平成28年度における施設整備課、学事課及び教育センターの建設工事等の競争入札による契約を調査したところ、表37のとおり、契約件数201件のうち約8割にあたる157件において最低制限価格での複数の応札者によるくじ引きで、落札者が決定されていた。

表37 教育委員会事務局(施設整備課、学事課及び教育センター)における競争入札の状況

(単位:件)

入札種別	契約件数			最低制限価格による落札	
	工事	委託	合計	件数	割合
一般競争入札	63	11	74	74	100%
指名競争入札	127	—	127	87	68.50%
合計	190	11	201	157	78.10%

この点、東大阪市において一般競争入札及び指名競争入札に際して、予定価格及び最低制限価格(以下「予定価格等」という。)の事前公表を行っていることが、その一因となっていることを否定できない。

ア. 事後公表を行うには、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する必要がある、相当の事務負担が想定される。

イ. 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないうえに、事前公表を行うことで、情報公開に資することになり、透明性、公平性の担保にもなる等のメリットがある。

2) 国及び他の地方公共団体の動向

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条の規定に基づき、国は「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)を定めなければならないとされている。適正化指針においては、予定価格等の公表について、次のように記載されている。

【適正化指針(平成26年9月30日閣議決定)抜粋】

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の

防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合

と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

(注) 下線は監査人による。

一方、「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」(平成29年12月25日国土交通省・総務省・財務省)によると、最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表(事前公表又は非公表との併用を含む。)を行っている市区町村(指定都市を除く。)は928団体(63.1%)となっている。また、最近の事例では芦屋市(平成26年1月)、宝塚市(平成27年4月)などが予定価格又は最低制限価格を事前公表から事後公表に変更している。

3) 東大阪市における予定価格等の公表のあり方

予定価格等の事前公表にはメリット及びデメリットがあり、また、法令の義務づけはない。さらには、事後公表とすることにより、契約事務が各所管課・室に分散していることに伴う情報漏洩の防止や情報管理の適正化に対応するために、相当なコストがかかることも理解できるところである。

このように、予定価格等の事前公表と事後公表の適否については、両者のメリット及びデメリットを比較考量した上で判断することが必要であるが、例えば、契約内容を吟味し、事前公表と事後公表の対象を峻別することも考えられる。

また、一定金額以上の入札案件において、事後公表を試行的に導入するなどして、最低制限価格の公表時期と落札価格の関係性を検証することも考えられる。

一方、平成29年6月に地方自治法が改正され、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないこととされた(平成32年(2020年)4月1日施行)。中核市である東大阪市においては、内部統制体制の整備は努力義務にとどまるが、今後、契約事務の執行に関しても内部統制の考え方を導入し、更なる事務の適正化に努めることが望ましい。そして、内部統制の目的の一つには「業務の有効性及び効率性」もあり、内部統制体制の整備により、事務負担の発生という予定価格等の事前公表のデメリットを低減することも期待できる。

なお、平成21年度包括外部監査報告書においても、「最低制限価格事前公表制度の見直し(意見)」(162ページ)として、同趣旨の指摘が行われており、実際の入札金額を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格」制度の導入を提案している。

以上を勘案して、東大阪市において、財務部調度課が中心となり、予定価格等の公表のあり方について今後も継続的に検討されることを期待する。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】
建築工事等の最低制限価格については、平成31年4月より全入札案件を事後公表とします。また
予定価格については、予定価格が2億円以上の案件において平成32年4月より事後公表に変更予
定です。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見2】
回答所属	検査室
項目	工事検査の情報開示促進について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書45頁】

学校施設の整備に係る工事の実施状況や検査の確認は、他の東大阪市が発注する工事と同様、財務部検査室が工事検査実施基準に基づき実施している。工事検査実施基準によれば、財務部検査室が工事完了後、速やかに、A(優れている)からE(劣る)の5段階による成績評定を行い、工事監督職員を通じて事業者に書面にて通知することとされているが、インターネット等による成績評定の公表は行われていない。ただし、E評定となった場合には、入札参加停止処分となり、東大阪市のホームページにその処分内容が掲載されることから、結果的に公表されることになる。

これは、東大阪市では工事成績評定について、長年、市民や事業者等からの開示の要請がなかったこともあり、不開示情報として取り扱っているためとのことである。

しかし、インターネットでの公表は義務づけられているわけではないが、学校施設の工事検査の結果の公表は、事業者に対して適度な緊張関係と競争性をもたらすとともに、工事施工の品質向上を促すための手法であると考えられる。また、市内の事業者にとっては、学校施設に係る工事検査の結果を自らの技術力の優位性を示す手段として活用する可能性も期待できる。

東大阪市においても、他都市における工事検査の情報開示の取組みも参考にしながら、学校施設を含む工事施工の品質向上と市民への説明責任の履行を図るため、財務部検査室が中心となり、庁内調整を図りながら、インターネットでの工事成績評定の公表を含めた情報開示のあり方について検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】

品確法運用指針の実現を目的に、工事成績評定に係る国の制度の準用について国から要請されていますが、自治体レベルの公共工事は小規模な工事が多く、国の制度を準用することが困難と考えますので、工事成績評定の公表については、慎重に検討する必要があると認識しています。しかし、近年では近隣自治体においても工事成績評定が公表されている傾向にありますので、平成30年度からは工事成績評定基準の見直しに向けた検討を進めていますが、平成31年度には公表に関する制度の検討を進め、平成32年度からの公表を目指したいと考えています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見3】
回答所属	施設整備課
項目	学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定に係る留意点について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書46頁】

総合管理計画における基本方針の「1.(2)公共施設等の長寿命化」においては、施設の耐震化や劣化対策を進め、良質な公共施設として長寿命化とライフサイクルコストを縮減することとしている。

この点、施設整備課によると、学校施設に関しては、平成32年度(2020年度)までに文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」及び「同解説書」(以下「手引等」という。)における70から80年程度の耐用年数をもとに、学校施設におけるライフサイクルコストシミュレーション等を行い、技術的な検討も踏まえ目標耐用年数を設定し、庁内関係部局と調整を行いながら個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定する予定とのことである。しかし、文部科学省の手引等は標準的な長寿命化計画(個別施設計画)の様式や留意点を示したものであり、これをどのように取り入れるかは、最終的に東大阪市の方針に委ねられるものである。

このため、文部科学省の手引等から優先的に解消すべき制約や課題を選択し、東大阪市ならではの長寿命化計画(個別施設計画)につなげていく必要があると考える。

例えば、施設カルテを整備し、各施設の維持管理費の経年比較や施設種別ごとのデータ分析を行った上で、長寿命化のための改修工事の投資額だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストシミュレーションを行うことが考えられる。その際には、長寿命化計画(個別施設計画)策定に対して最も影響を与えるのが財政的制約であることにかんがみ、将来の財政負担の平準化を念頭に置いてシミュレーションする必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】

長寿命化計画(個別施設計画)については、平成31年度中に策定する予定ですが、ご指摘を踏まえ、本市の課題及び財政状況等を勘案したうえで策定してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見4】
回答所属	施設整備課
項目	学校施設の総量縮減に向けた留意点について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書47頁】

総合管理計画においては、基本方針の「2. 社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減」に係る学校園の個別方針として、「今後さらなる少子化が進むことが予想され、児童・生徒数が減少することは避けられない中、さらなる学校規模の適正化・総量縮減についても検討」していくとしている。

東大阪市の公共施設の延床面積は平成27年4月1日現在、1,069千平方メートルであり、このうち、学校施設は、489千平方メートルと市全体の45.7%を占めている。学校施設の場合、児童・生徒の教育環境の整備の必要性という観点からすれば、これを総量縮減することの困難さは理解できるところである。しかし、公共施設の総量を縮減するためには、公共施設全体に占める割合が相対的に高い学校施設を検討の対象外とすることはできない。

施設整備課においても、学校施設を長寿命化せずに建替えした場合の財政的負担は厳しいものになることを認識しており、将来的に総量縮減を推進していく必要があると考えている。ただし、足元では平成31年度以降の中学校給食実施に伴う給食配膳室の整備など、面積が増える要素もある。給食配膳室については、できるだけ校舎内に収容し、増築などは最小限となるよう学校側と調整しているとのことであるが、現在のところ、学校施設全体として、どの程度の総量縮減を目指すのかという目標については、設定できる状況にないとのことである。

また、総合管理計画においても、公共施設の総量縮減の必要性については言及しているものの、これをどの程度にするのかの方針については記載されていない。

この点、東大阪市全体の公共施設の総量縮減目標設定の是非の検討を踏まえて、学校施設の総量縮減の位置づけとそれに基づく方針を決定し、跡地活用のあり方も含め、庁内協議を進めるとともに、その内容等について市民へ丁寧に説明することが求められる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】

学校施設の総量縮減の位置づけ及び方針については、長寿命化計画(個別施設計画)を検討する中で、関係部局と調整し、その方向性を決定するとともに、計画策定後は本市ウェブサイトにて公表してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見5】
回答所属	教育センター
項目	教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書48頁】

総合管理計画における基本方針の「3.(3)官民の適切な役割分担の推進」においては、施設総量を縮減してできた土地や建物等の市有財産は、積極的に民間への賃貸や売却を図ることとしている。

また、総合管理計画の策定に先立つ平成25年11月には、「東大阪市公共施設再編整備計画」(以下「再編整備計画」という。)が策定され、老朽化や耐震性に課題があり、早急に課題を解決しなければならない一部の公共施設を対象に、新設、更新や大規模修繕とあわせて周辺の公共施設を集約化・複合化する再編整備の方向性とともスケジュールを示し、その実現に向けて取組みを進めている。

現教育センターについては再編整備計画に基づき移転することとされ、移転先として適正化基本方針で統合となる学校の跡地等を中心に検討を進めた結果、旧永和小学校跡地に新教育センターを再整備することとなった。新教育センターについては、平成28年度は実施設計事業、平成29年度は本工事業が実施され、平成30年4月に竣工する予定である。

一方、現教育センター及び隣接する荒川庁舎は取り壊され、跡地活用することは決まっていたが、その後の具体的な対応については示されないまま現在に至っている。今般、経営企画部資産経営室では、平成29年1月に公表された「市民会館跡地及び荒川庁舎敷地活用方針」に基づき、平成29年10月に跡地の有効活用を民間事業者の活力を活用して優れた事業提案を促すことを目的とした、サウンディング型市場調査を実施している。サウンディング型市場調査結果の概要は平成30年2月以降に公表され、その後、現教育センターの撤去費用を民間事業者の負担とした上で、具体的な民間施設の導入方針が決定されることになる。今後は、公募手続きの仕様書を作成した後に公募を行い、契約締結の手続きを予定しているとのことである。

その間、現教育センター施設は使用する計画は特段なく、遊休の状態のまま現存し、その間の維持管理に少なからぬ費用を要することになる。ちなみに、施設が遊休になっても発生することが見込まれる機械警備業務及び樹木剪定業務に係る委託料は、平成29年度実績で1,024千円支出されている。

当初、教育センターの移転は平成25年11月の再編整備計画で決定されており、再編整備計画に示された公共施設の再配置スケジュールでは、平成28年度に民間事業者から提案募集し、平成29年度から30年度にかけて民間施設の設計工事の予定となっていた。

しかし、現教育センターの移転自体が遅れたことなどから、当初の公共施設の再配置スケジュールから1年程度ずれることとなった。

現在実施しているサウンディング型市場調査は、撤去工事等の遅れを取り戻し、速やかに工事を進めるための工夫として実施されているところであるが、平成25年11月時点を起点として、教育センター跡地の有効活用の計画を策定し、平成29年度末までに跡地の有効活用が決定されたならば、平成30年度から速やかに、現有施設の撤去工事等を開始できた可能性もあると考えられる。

今後とも公共施設の廃止・統合に伴う跡地活用の検討を行う場合には、スピード感をもって進め、維持管理に係る経費や人員の負担を最小限にとどめるよう努めることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

ご指摘内容を踏まえ、跡地の早期活用に向けて、平成31年2月に同敷地内にある旧荒川庁舎に保管されている低濃度PCB廃棄物の撤去作業を実施していたところ、保管場所の床に染みが見つかり、その染みがPCBであるという最悪の場合を想定して、その処理とその周辺の汚染調査を実施するため、当初平成31年3月に公表を予定していた跡地活用事業者を公募するための募集要項の公表時期を変更し、平成31年4月の公表を目指して現在調整しているところです。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見6】
回答所属	施設整備課
項目	教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書49頁】

施設整備課を除く教育委員会事務局各所管課・室において、学校施設の整備を行う場合、予算を執行する各所管課・室が建設局建築部建築営繕室等と個別に工事に関する各種調整を行っている。

一方、学校施設の整備事業を所掌する施設整備課は、他の教育委員会各所管課・室から執行委任を受けたり、必要に応じて建築営繕室等との調整を行ったりして、各所管課・室の事務を補完している。しかし、施設整備課の関与形態については、年度や案件ごとにその都度、方針が決定されているように見受けられる。これは、東大阪市教育委員会事務分掌規則に、学校施設の整備に係る連携調整業務について明記されていないことが一因であるように思われる。

学校施設の整備に関する豊富な情報や知見を有する施設整備課が、組織的に他の所管課・室を支援することは、教育委員会全体の効率的な事務手続きの実現に資するものと考えられる。したがって、施設整備課に学校施設の整備を統括管理する役割を果たすための機能を明確にし、所管課・室との連携を前提にした調整機能を担う体制を整備することが望まれる。

なお、現状では、東大阪市行政委員会等補助職員専決規程第3条第1項(別表第1)により、施設整備課に関する専決事項は教育施設の補修工事の起工決定及び予定価格の設定1千万円未満となっている。すなわち、施設整備課が関与できるのは1千万円未満の学校施設の整備等に係る工事であり、それ以上は建築営繕室が所管している。このため、同じ学校施設の整備でも金額により所管する案件が異なることとなる。また、東大阪市教育委員会事務分掌規則では、施設整備課の事務分掌として、「教育施設の営繕に関すること」、「教育施設の工事設計及び施工に関すること」が規定されており、学校施設だけでなく教育施設も視野に入ることとなる。

これらの点も含め、教育委員会における施設整備課の位置づけのあり方や専決事項なども見直しの余地があると考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】

今後、施設整備課の組織としての位置づけや専決事項などを検討するにあたっては、ご指摘の学校施設の整備に係る各予算所管課・室との連携調整を担うという視点を踏まえつつ、市及び教育委員会全体として、より効率的な事務執行を行うことができるよう関係部局と協議してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果1】
回答所属	教育管理課
項目	学校園文書等集配業務の委託先における任意保険加入について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書53頁】

東大阪市立学校園文書等集配業務は、学校園連絡室と市立学校園間において文書を定期的に集配するものであり、その概要は、表41 のとおりである。

表41 学校園文書等集配業務の状況

契約名	東大阪市立学校園文書等集配業務
契約先	JS 関西株式会社
契約期間	平成26年6月1日から平成29年5月31日
契約金額	月額1,069,390円
予定価格	月額1,179,640円
契約方法	指名競争入札
平成28年度支出額	12,832,680円

本件業務の仕様書において、「対人:無制限、対物:無制限、搭乗者:3千万円」の任意保険の加入が義務づけられていたが、委託先が加入していた保険証券を確認したところ、「搭乗者:2千万円」となっており、仕様書に記載された要件を満たしていなかった。仕様書どおりに保険契約が締結されているかについて確認しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

指摘事項につきましては、速やかに委託先へ任意保険の内容の見直しを行うよう指示し、適正な保険契約に加入しております。保険期間が1年間となっているため、平成30年度においても、仕様書どおりに保険契約が締結されていることを確認しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果2】
回答所属	教育管理課
項目	アルバイト出勤日数の誤りについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書53頁】

学校園に勤務するアルバイトについては、当月25日に当月分の出勤日数の見込みが、また、翌月初めに確定した出勤日数が学校園から総務課に報告され、賃金の計算が行われる仕組みとなっている。

この点、平成28年6月下旬に提出されたある学校の「6月分アルバイト出勤日数報告書」において、アルバイトの出勤日数が17日になっており、賃金の支給についても17日で計算されていた。

しかし、当該アルバイト職員は、当初出勤しない予定であった6月8日に出勤していたため、実際の出勤日数は18日であった。平成28年7月4日付で提出された「6月分アルバイト出勤日数報告書」においては、同日を出勤に訂正されていたものの、報告時における確認が十分でなかったため、訂正前の日数のまま、1日不足した金額で賃金が計算され、支給されたものである。なお、不足した賃金は翌月の7月に追加支給されている。

アルバイトの出勤日数管理は、賃金の支給に影響を与えるため、当初の予定から変更になった場合においても、出勤日数を正確に把握しうる仕組みを整備する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

学校に勤務するアルバイト職員への賃金については、締切日(月末)から支払日(翌月8日)までの期間が短い事から、やむなく一旦出勤状況の見込みを学校長より報告を受け、それを根拠に支出しているところであります。ご指摘頂きました「当初の予定から変更になった場合においても、出勤日数を正確に把握しうる仕組み」についてですが、見込みの報告書の提出を学校長に依頼する際のメールの本文において、報告後に変更があった場合には連絡を頂くようお願いしているところであります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果3】
回答所属	教育管理課
項目	随意契約理由について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書56頁】

市立幼稚園等機械警備業務については、平成28年度において、セコム株式会社との間で、随意契約を締結している。

本件契約の随意契約理由については、総務課が作成した随意契約理由書において、「市立幼稚園警備業務については、従前より機械警備でセコム株式会社に委託している。本来であれば入札を実施し長期継続契約を締結することが望ましい。しかし、現在、市立幼稚園のあり方については、種々検討をされているところであり、長期継続契約にはなじまないの、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約する。」とされている。総務課の事務を引き継いだ教育管理課の説明によれば、市立幼稚園等機械警備業務は長期継続契約を前提とした競争入札とすべきであるが、東大阪市では、現在、幼稚園の再編の検討がなされており、長期継続契約とすることが困難であるため、現在契約中の警備会社と随意契約したとのことである。

しかしながら、自治令第167条の2第1項第2号は、契約の目的である業務について特定の者でなければ履行できないような場合に適用される条項であり、長期継続契約になじまないのと同号により随意契約を行うという理由は適切でない。

ただし、現在契約中の警備会社がすでに警備機器を設置しているので、当該警備会社と契約することが有利となる可能性はある。すなわち、自治令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する可能性はあると考えられる。

いずれにしても、随意契約を行う場合、その理由についての的確に記載しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

ご指摘を踏まえ検討した結果、平成30年4月1日に行ったセコム株式会社との市立幼稚園等機械警備業務に関する委託契約においては、随意契約を結んだ理由を、自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」と改めました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果4】
回答所属	教育管理課
項目	請求書等の日付について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書56頁】

東大阪市立学校管理業務の警備業務に係る月々の請求書及び業務履行完了届を閲覧したところ、それぞれに日付が記載されていないものが見受けられた。請求書等の日付は政府契約の支払遅延防止等に関する法律における支払時期の起点を明確にするものであるの
で、記入するように依頼する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

ご指摘の点を踏まえ、請求書および業務履行完了届については提出時に必ず日付が記載されているかを確認し、未記載の場合には速やかに依頼するようにしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見7】
回答所属	教育管理課
項目	警備日誌に記載された不備内容への対応について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書56頁】

学校園夜間警備業務においては、点検結果を含めた夜間の警備状況を記載した警備日誌が作成され、学校園に提出される。

このうち、複数の小学校の警備日誌について、平成28年4月分から平成29年3月分まで閲覧したところ、学校において警備日誌の記載内容を確認していることを示す証跡(押印等)が残されていなかった。

また、ある学校の警備日誌によれば、表45のように、警備員から再三にわたって施錠不備等に関する注意喚起がなされていたにもかかわらず、短期間に同様の不備が継続して発生している。これは施錠不備等の情報が教職員に共有されていないことが原因と考えられる。

日付	不備確認場所	不備内容
10月24日(月)	体育館正面左	未施錠
	体育館舞台西側	未消灯
10月25日(火)	1-1(2ヶ所)	未施錠及び未消灯
10月26日(水)	英語指導教室(後)	未施錠
	6-1(2ヶ所)	未施錠
	図工室(4ヶ所)	未施錠
10月28日(金)	図工室	未消灯
11月1日(火)	家庭科室廊下	未消灯
	本館2F 西廊下	未消灯
11月2日(水)	中学年分割教室(前)	未施錠

施錠不備等により、不審者等の侵入による意図せざる損害が発生する可能性もあるので、警備日誌に未施錠等の記載があった場合には、教職員に周知して注意を喚起する必要がある。また、各学校園においては、警備日誌の内容を確認の上、確認印等を押すことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

市立小中学校の平日夜間・休日等の有人警備につきましては、平成30年10月1日の機械警備導入に伴い、同年9月末をもって廃止いたしました。よって、警備日誌につきましても同時に廃止となっております。この機械警備導入に伴い、学校関係者が不在となる時間帯が生じたことから、学校施設の施錠等につきましては、各学校関係者において開施錠にかかる新たなルールを構築していただくとともに、より一層の施錠徹底について、小・中学校長会や教職員向け説明会の場において啓発してきたところです。なお、現時点において、大きな事案や管理諸室における施錠不備等は、所管部署として報告を受けておりません。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見8】
回答所属	教育管理課
項目	巡回サービスの報告書への対応について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書57頁】

市立幼稚園等機械警備業務に係る委託契約の業務内容は、防犯サービス、火災監視サービス及び巡回サービスの報告となっている。

巡回サービスの報告書によれば、「施錠もれ不完全施錠」が年間で合計61件発生している。幼稚園は全部で19園あるが、このうち、1年間不備がなかった園は8園である一方、「施錠もれ不完全施錠」が年間19件発生している幼稚園がある。施錠不備で不審者等が侵入するリスクが増加するので、このような不備報告は速やかに当該幼稚園の教職員全員に周知し、施錠不備がないことを十分に確認して退園する必要がある。また、ドア等が施錠しにくい構造であるなど、園の施設上の不備がある場合は速やかに改修等の対応する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

「施錠もれ不完全施錠」の回数が増加した幼稚園について原因を調べたところ、ドアがしっかりと閉まらないという構造上の問題があったため、これを調整する事でその幼稚園については改善されました。今後、不備報告があった場合には当該幼稚園の教職員全員に周知し、施錠不備がないように注意喚起するとともに、設備上の問題がある場合には速やかに対応してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果5】
回答所属	施設整備課
項目	契約分割による少額随意契約について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書61頁】

役務費(手数料)に係る施設整備課の執行記録を閲覧した結果、契約の外形から判断すると、随意契約の金額基準である50万円(東大阪市財務規則第108条の2第6号)を下回るように契約分割しているとも捉えられる表49の事例があった。

表49 契約分割と捉えられる事例 (単位:円)

支出負担行為日付	契約先	金額	内容
平成28年4月27日	光伸株式会社	249,480	プール循環ろ過装置点検
		285,120	

契約金額を分割・細分化して締結することは、競争入札を原則とする契約手続きを潜脱する手段となりうるため、財務部長通知等において、特段の事情がない限り禁止されている契約手法である(例えば「各所属における契約事務の適正な執行について(通知)」平成29年3月2日、財務部長発各所属長宛)。

本件契約の内容は、プール循環ろ過装置点検業務であり、緊急的に発生するものではなく、契約を分割する特段の事情は見受けられない。また、本点検業務はあらかじめスケジュールを組んで実施することが可能であり、年度当初等の一定の時期に一括で契約を締結しても業務の質に影響を与えるものではない。加えて、各校の各種ろ過装置を点検できる専門業者に委託するなどしていることもあり、一括で契約を締結しても東大阪市に不利益な点はないのであるから、意図的な契約分割と捉えかねられない外形上の疑念を払拭するためにも、年間もしくは学期ごとの点検スケジュールを組み、一括で契約を締結する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(措置済)】
平成30年度におけるプール循環ろ過装置点検業務については、ご指摘を踏まえ、各校のろ過装置に応じた専門業者ごとに契約を行うように変更しました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見9】
回答所属	施設整備課
項目	各学校園における消防設備の設置状況の把握について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書61頁】

各市立学校園の消防設備点検を委託するにあたっての随意契約の状況は、表50 のとおりである。

表50 消防設備点検に係る委託契約の概要

(単位:円)

点検対象	契約金額	契約形態
縄手東小学校他8校	2,221,020	随意契約
縄手小学校他8校	2,221,020	随意契約
縄手中学校他8校	2,221,020	随意契約
縄手北幼稚園他9園	577,800	随意契約

随意契約の理由書によれば、「学校の消防設備点検業務については、(中略)複雑な構成になっており、また学校全体の設計図面もないため学校運営に支障がないよう短期間で点検をおこなうには各学校園の施設に精通している必要がある。」との内容が記載されている。

この随意契約理由は、施設整備課及び各学校園では詳細な消防設備の設置状況を把握していないため、その状況を熟知する業者に依頼しなければ有効な施設管理ができないことを示している。

消防設備点検業務は、一般的には入札になじむ業務と考えられるが、上記の理由から随意契約となっており、契約手続きにおける経済性の発揮が十分とはいえない。また、施設整備課及び各学校園が消防設備の設置状況を把握しておかなければ点検業務に対する完了検査は形式的なものにとどまるものと考えられる。

したがって、施設整備課及び各学校園は、詳細な消防設備の設置状況を把握した上で、当該設備の点検業務について入札手続きを実施するとともに、対象物件内の消防設備が網羅的に点検されたかを含めた適切な完了検査を実施することが求められる。

なお、消防設備の実際の設置状況や設置年数を適切に把握することは、消防設備の更新計画の策定等にあたっても有用であると考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】

現在、過去の書類の活用を行い、各学校園における消防設備の現状把握に努めております。今後は各学校園の現状把握を行ったうえで入札を実施してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見10】
回答所属	施設整備課
項目	収入印紙の貼付額の確認について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書62頁】

施設整備課が締結する消防設備点検業務は、印紙税法別表第一第二号に該当する契約であるが、表51 のとおり、貼付された収入印紙の額が適切でないものがあつた。施設整備課においては、相手方が貼付した印紙税の金額が適切であることを当該別表で確認し、修正の必要があれば相手方にこれを助言することが望まれる。

表51 契約書における印紙の貼付状況

(単位:円)

点検対象	契約金額	印紙貼付額	適切な額
縄手東小学校他8校	2,221,020	500	1,000
縄手小学校他8校	2,221,020	1,000	1,000
縄手中学校他8校	2,221,020	1,000	1,000

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】
 ご指摘を踏まえ、平成30年度の契約において、適正に処理いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見11】
回答所属	施設整備課
項目	予算科目の区分に係る基準の設定について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書65頁】

1) 修繕料

修繕料は、経常的経費の学校管理費に含まれる「施設管理費・需用費」及び「維持補修費・需用費」と投資的経費の学校建設費に含まれる「建設事業(又は整備事業)・需用費」のそれぞれの中に細節として設けられている。経常的経費は当年度の財源から支出されるべき短期的な費用であり、投資的経費は投資的補助金・地方債等の長期的な財源から支出される長期的な費用である。

平成28年度における修繕料の執行状況は、表54のとおりである。

表54 修繕料の執行状況

(単位:千円)

	学校管理費		学校建設費
	施設管理費	維持補修費	建設(整備)事業
小学校	7,608	91,119	34,019
中学校	5,654	53,084	29,963
日新高等学校	2,479	-	1,961
幼稚園	-	8,092	-

施設整備課に対し、学校管理費と学校建設費に費目を区別する基準についてヒアリングを実施したところ、明確な区別の基準は設けておらず、過去にあった同様の事例を参考にしていることである。

例えば、支出の効果が短期に限られる修繕の支出を学校建設費に含めることは、支出を短期と長期に分け世代間負担等の財務情報を適切に開示するという趣旨を没却する結果を招くため妥当ではない。また、適切な予算・財源管理のためにも短期と長期の区分を正確に行うことは有用である。

2) 消耗品費

消耗品費は、経常的経費の学校管理費に含まれる「施設管理費・需用費」、「運営経費・需用費」及び「学校図書整備事業・需用費」と投資的経費の学校建設費に含まれる「建設事業(又は整備事業)・需用費」のそれぞれの中に細節として設けられている。

消耗品費に係る予算執行についても、修繕料と同様、用途に即して経常的経費と投資的経費の適切な区分に計上する必要がある。

平成28年度における消耗品費の執行状況は、表55のとおりである。

表55 消耗品費の執行状況

(単位:千円)

	学校管理費			学校建設費
	施設管理費	運営経費	学校図書整備事業	建設(整備)事業
小学校	2,302	116,237	7,169	10,706
中学校	1,489	101,281	10,289	7,448
日新高等学校	86	5,181	-	392
幼稚園	626	9,113	-	-

消耗品費の内訳として記載されている学校建設費の執行内容について施設整備課にヒアリングしたところ、印刷機械のインク等で短期に使用する目的のものであり、長期に使用する固定資産の取得に寄与する性質のものではないとのことであった。

適切な財務情報の開示及び予算・財源管理の実施の観点から、学校管理費と学校建設費の計上基準を明確にし、当該基準に従って執行されていることを確認することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校建設費に計上していた消耗品費については、ご指摘を踏まえ、平成31年度当初予算より学校管理費に移管しております。

学校建設費に計上している修繕料については、ご指摘の長期と短期の支出区分を明確にすることの有用性という視点を踏まえつつ、財政担当部局と協議の上、適切な予算・財源管理に必要な費目設定を行ってまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見12】
回答所属	施設整備課
項目	学校施設の固定資産関連情報の一元化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書70頁】

学校施設の固定資産情報については、その目的により様々な帳票がある。例えば、公立学校施設の現状を把握し、公立学校施設整備の促進に資するため、東大阪市は「公立学校施設の実態調査要項(昭和29年4月2日 文部大臣裁定)」に基づき、「公立学校施設台帳」(以下「施設台帳」という。)を作成している。この施設台帳は、「公立学校施設等の総括表」、「公立学校等建物の棟別面積表」、「配置図」及び「平面図」の4種類で構成されており、構造、階数、面積、耐震補強実施年度、Is値(構造耐震指標)などを管理している。

一方、東大阪市は総合管理計画において、施設機能を良好に保つため日常的な点検活動を推進し、全体の施設情報を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し効果的な維持管理を行うこととしている。

このような目的を達成するためには、学校施設の劣化状況・不具合状況を適時に把握し、今後策定予定の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)に資するストック情報とフロー情報を一元的に整理することが必要と考える。例えば、ストック情報については学校施設の構造、階数、面積などに加えて、取得価額、取得年月日、耐用年数、減価償却累計額などの情報が考えられる。また、フロー情報については学校施設の劣化状況調査結果履歴や財務会計システムからの修繕費などの維持管理費用の推移に係る情報が考えられる。

しかし、現状では、施設台帳は整備されているが、こうした総合管理計画に資する固定資産関連情報は一元的に整備されていない。この点、施設整備課では、学校施設の建築非構造部材の点検・劣化状況調査を平成29年度から31年度までに実施する予定であり、財務部管財室では、資産の状況を正しく把握し、財務諸表4表を作成するために、平成28年度から地方公会計の整備に係るソフトウェアを導入し、固定資産台帳を整備している。

このように、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)に活用できる固定資産関連情報が徐々に集まりつつある段階にあると考えられる。施設整備課においては、総合管理計画の実行に資するため、庁内関係課・室と連携し、これらの関連情報の整理、一元化に向けた取り組みを推進することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校施設の劣化状況調査については、平成30年度に完了しました。また、建築非構造部材の点検については、平成31年度に完了予定となっております。

ご指摘の学校施設の固定資産関連情報の整理、一元化については、庁内関係部局と協議の上、検討を進めてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果6】
回答所属	施設整備課
項目	公立学校施設整備計画の事後評価公表の遅延について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書71頁】

東大阪市は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、「東大阪市公立学校等施設整備計画」(以下「施設整備計画」という。)を策定し、学校施設に係る耐震化や改築等の事業を進めている。また、施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための学校施設環境改善交付金の交付を受けるときは、「学校施設環境改善交付金交付要綱」第8の1に基づき、施設整備計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣に報告することになっている。

この事後評価の公表と文部科学大臣への報告について、最近3年間の状況は表60のとおりである。

表60 施設整備計画の事後評価の公表状況

施設整備計画年度	事後評価文部科学大臣報告日	事後評価公表日
平成26年度	平成28年4月1日	平成29年11月13日
平成27年度	平成29年4月3日	平成29年11月13日
平成28年度	未提出	未公表

施設整備課によれば、平成26年度分は、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年計画となっており、本来ならば計画事業完了時である平成26年度末をもって事後評価となる。しかし、翌年度に繰り越した事業(未完了事業)があるため、事後評価要領に基づき、当該施設整備計画に計上した全ての事業が完了した時点(平成28年4月1日付)で事後評価を実施し、文部科学大臣に報告したとのことである。また、平成27年度分及び平成28年度分についても、平成26年度と同様、翌年度に繰り越した事業があり、平成27年度分は、平成29年4月3日付で事後評価、平成28年度分については平成29年度に繰り越した事業が完了していないため、事後評価は未了となっている。

実際、最も遅い工事の竣工日は、平成26年度分は平成28年3月23日、平成27年度分は平成29年1月10日になっており、文部科学大臣への報告は概ね計画事業完了時から適時に行われている。しかし、事後評価の公表は遅れ気味であり、平成26年度分については文部科学大臣への報告日より1年以上も経過した後に公表されているなど、適時性に欠けているものと考えられる。

学校施設の整備の財源には国の交付金が欠かせず、その事後評価の状況については市民の関心も高く、公表の必要性が高いものと考えられる。したがって、施設整備計画の策定から事後評価までの公表については、できるだけ適時に、かつ、市民にわかりやすく実施する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

平成28年度の施設整備計画については、計画に計上した全ての事業が完了した時点(平成30年4月2日付)で事後評価を実施し、文部科学大臣へ報告しました。

また、事後評価の公表については、平成30年8月17日付で本市ウェブサイトにて公表しました。

今後については、事後評価の実施から公表まで速やかに実施するよう努めてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見13】
回答所属	施設整備課
項目	余裕教室の活用の可能性について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書72頁】

文部科学省では、「余裕教室とは、現在、普通教室として使用されていない教室のうち、今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室」としている。また、「現在は普通教室として使用されていないが、今後5年間以内に普通教室として使用されることとなると考えられる教室」を一時的余裕教室と定義している。

施設整備課は、年度当初に各学校から提出される教室配置図をもとに施設台帳の配置図及び平面図を作成する際、活用用途が不明な教室について各学校に聞き取りを行い、どの程度の余裕教室があるかを把握している。

平成28年度において文部科学省に報告している教室数は、余裕教室22教室であり、一時的余裕教室については該当がない。

こうした余裕教室は、児童・生徒数が減少傾向にある地域に所在する学校にあることが多く、将来の児童推計から勘案すると当該学校単独で活用を検討することが困難になる可能性が高いと考える。

このような状況の中で教育目的の活用だけでは限界があると考えられ、他の学校施設や社会教育施設等への転用だけでなく、横浜市や三田市のように、余裕教室の活用指針やガイドラインを策定するなど、余裕教室の利活用に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。あるいは、公共施設の総量縮減の観点からは余裕教室の活用が見込めない場合は、校舎の一部の解体も選択肢の一つとして検討する余地もあると考える。

なお、国庫補助を受けて建築した学校施設を、他の用途に転用したり売却したりする場合は、財産処分の手続きが必要となり、その結果、原則として、補助金相当額を国庫納付することとなるが、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続きの大幅な簡素化・弾力化が可能となっている。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（未措置）】

余裕教室については、学校による少人数教室や特別支援教室等への活用により、平成30年度は16となりました。今後につきましても、余裕教室の活用を検討してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見14】
回答所属	施設整備課
項目	地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書72頁】

東大阪市では、学校敷地を確保するためには市有地だけでは面積が不足するため、財務省、農林水産省及び大阪府並びに私人と賃貸借契約を締結して土地を確保しており、平成28年度における土地賃貸借契約の概要は表61のとおりである。

表61 土地賃貸借契約の概要

(単位: m²、円、円/m²)

土地所有者	借用地積	借地料	借地料単価
財務省	13,551.27	10,327,895	762.13
農林水産省	21,904.05	14,789,560	675.2
大阪府	14,724.62	33,898,600	2,302.17
民有地	31,492.02	66,993,046	2,127.30
合計	81,671.96	126,009,101	1,542.87

一方、学校敷地を市有地とすることにより権利の安定化を図る観点から、財務省及び農林水産省が所管する国有地の一部を平成28年度に買い受けている。

また、農林水産省が所管する国有地は平成31年度までにすべて買受け又は返還予定である。

平成28年度において、東大阪市が買い受けた国有地は表62のとおりである。

表62 平成28年度における国有地の買受け状況

区分	学校名	面積	買受金額
財務省	小阪小学校	49.77 m ²	1,090,000 円
農林水産省	意岐部中学校	3,917.83 m ²	72,500,000 円
農林水産省	旧太平寺中学校	2,341.73 m ²	60,000,000 円

表62のうち、小阪小学校敷地について、財務省の保有する49.77 m²の土地(以下「本件土地」という。)を買い受けるに至った経緯は、次のとおりである。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)では、平成17年度末までの時限措置として、国有地のうち、所有権登記がされておらずブルーマップ及び公図に白地で記載されている土地は、市町村が国へ無償譲受けの申請をすることができた。(ブルーマップとは法務局にて閲覧することができる地番が記載された地図のことであり、公図とは法務局が所管する各地番における周辺土地の詳細が記された局所的な図面のことであり、)

当時の申請事務においては、市内全域における譲受け対象の土地をブルーマップや公図等から特定しなければならなかったが、網羅的に申請地を検索・特定できるシステムは存在せず、漏れなく対象地を特定することは非常に困難であったため、他の府内市町村においても申請漏れが散見されていた。

本件土地についてもこのような状況の中で申請漏れとなったものであるが、平成26年度に学校敷地の境界画定を行うこととなり、本件土地が公図上白地となっている国有地であること及び上記の申請地として特定できていなかったことが判明したため、財務省と協議を行い、平成28年10月に買い受けたものである。なお、買受けにあたり、過去10年分の賃料(131,520円)を支払っている。

本件土地は、平成17年度末までに申請ができていれば無償で譲り受けることができたものと考えられ、本件申請漏れに起因する財産上の損失があったといえるが、当時の状況からして、申請漏れはやむを得なかったものと考えられる。

しかし、長年にわたり、現に東大阪市が使用している学校敷地の権利関係を把握していなかったことは、適切な財産管理の観点からの問題がある。
したがって、学校施設の敷地について、権利関係を適切に把握しているかの確認を行い、必要に応じて権利関係を適切に整理することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置) 】
ご指摘のとおり、学校施設の敷地については今後、権利関係の把握と必要に応じた適切な整理に努めてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果7】
回答所属	施設整備課
項目	原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書75頁】

東大阪市の所有する物品等の財産管理の手続きは東大阪市財務規則に規定されている。同規則第194条には、「各部等の長は、毎年度末所管物品の現在高を調査し、物品現在高調書を作成しなければならない。」と規定されており、施設整備課はこれに従い備品に係る現在高調書を作成している。

当該現在高調書を閲覧したところ、平成9年度取得の原動機付自転車について、その存否や場所が不明となっていることが判明した。本原動機付自転車について、施設整備課によってプレートナンバー及び型式等の調査が行われたが、詳細な情報は得られず、廃車手続きの有無に係る陸運局への照会も困難な状況であった。

その後、当該備品について引き続き調査を行った結果、すでに廃棄処理がされ、現物は残っていない可能性が高いため、備品台帳から削除する対応を行っている。

この対応は、現物が既に存在していない蓋然性が高いことから、現状としては的確なものといえるが、本来は取得から除却に至るまでの過程において適切な現物管理を行っておく必要があった。

施設整備課においては、備品登録の際には、設置場所等、将来にわたり適切な現物管理を行うための追加的な情報を登録しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

購入備品については、ご指摘を踏まえ、備品登録時に詳細な設置場所を記入するように行いました。また、廃棄した場合は、遺漏のないように事務処理を行いました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果8】
回答所属	学校給食課
項目	学校給食調理等業務委託における提出書類について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

学校給食調理等業務委託においては、仕様書で業務の詳細を規定するとともに、様式5から様式27に定める各種報告書を提出するよう、委託先に求めている。なお、様式1から様式4は各現場(学校給食センター、共同調理場、各小学校)の所属長から委託先に対して提示するものである。

この点、表66の学校給食調理等委託業務のうち、玉串共同調理場、楠根小学校、縄手南小学校及び学校給食センターにおける委託業務について、委託先からの各種報告書の提出状況を確認した結果、下記のような状況が多数見受けられた。

- a. 提出を受けた事実が確認できないもの
- b. 様式名の記入のないもの
- c. 表題が仕様書の様式と一致しないもの
- d. 記載内容が様式と一致しないもの

一方、学校給食調理等業務の履行状況を確認する方法として、学校給食課は、各現場(学校給食センター、共同調理場、各小学校)の所属長から、委託先の業務実績に関する評価を記載した「委託業務履行状況報告書」(以下「履行状況報告書」という。)を入手している。履行状況報告書は毎年1回、4月から12月分の履行状況についての報告が記載されており、学校給食課において翌年度以降に同一の委託先と随意契約を継続してよいかの検討材料として活用している。

この履行状況報告書には、仕様書に定める各種報告書が期限内に提出されているかを評価する項目が設けられているが、平成28年度に提出された玉串共同調理場、楠根小学校、縄手南小学校及び給食センターの履行状況報告書を確認したところ、各種報告書の期限内提出に係る問題点を指摘する記載はなかった。

これは、各現場においては日常的に委託先の業務実施状況を目視や対話により観察しうる状況もあるため、委託先から厳密に様式どおりの報告書を徴取する意味が薄いと認識されていることに起因していると考えられる。また、仕様書に規定する様式によらずとも、実質的に報告内容が網羅されていればよい(例えば、委託先の様式による報告でも問題ない)と考えられている可能性もある。

そもそも、徴取すべき報告書類が多すぎるのではないかと考えられるが、学校給食課によると、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省通知)の趣旨等により、必要に応じて定めたものであって、いずれも必要な書類とのことである。

委託先との契約は随意契約によっているが、その理由として「履行状況が良好である」旨が挙げられている。履行状況が良好であることを客観的に担保し、随意契約の理由を事後的に検証するための根拠資料が各種報告書や履行状況報告書である。したがって、各現場の所属長は委託先から各種報告書を確実に徴取、保管するとともに、その提出状況について適切に記載した履行状況報告書を作成し、学校給食課に報告する必要がある。

なお、平成26年度包括外部監査「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」において、学校給食課の所管する委託料も監査対象となっている。平成26年度包括外部監査では、「【意見66】学校給食配送業務委託等の事実確認・評価について」(179ページ)として、履行状況報告書に関連して次のとおり記載されている。

【平成26年度包括外部監査報告書抜粋】

学校給食配送業務、学校給食調理等業務の完了確認の方法として、「委託業務履行状況報告書」に基づき、委託先の関係者ではない各拠点（給食センター、各共同調理場、各学校）の所属長から業務実績に関する評価について回答を入手している。

その内容を確認したところ「良」の項目に「△」を付している項目、「否」の項目に「○」を付している場合があるものの、最終判断としてはいずれも「適任である」とされていた。このように内容に判断が必要な場合、学校給食課の担当者から各拠点に問い合わせを行い、状況を確認して最終判断をしているとのことであるが、検討結果は残されていない。

当該報告書は委託先の業務評価を行う重要な根拠資料であり、履行状況の確認報告に基づき、より厳格な判断とその判断過程資料を残しておくのが望ましい。

なお、本件の委託業務履行状況報告書の各項目は仕様書に基づいた項目となっており、「良」に「○」と回答されているもの以外については、委託先に改善を指示するだけでなく、改善状況を確認しその書類を保存することが望まれる。

上記の意見に対しては、各現場からの履行状況報告書の記載内容に基づいて学校給食課の管理栄養士が各現場に電話で聞き取り確認を行った結果を取りまとめた「調理業務委託業務履行状況報告まとめ」を作成したり、委託先に改善指導を行い、委託先からその改善状況について報告させたりするなど、一定の対応が講じられていることを、本年度の監査において確認した。

しかし、各種報告書の提出状況に不備があるにもかかわらず、履行状況報告書にその旨が記載されていないとするならば、履行状況報告書の信頼性そのものに疑義が生じることになるので、十分に注意されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（一部措置済）】

仕様書に定める各種報告書については、平成30年度の契約締結にあたり、提出書類様式を整備し、各委託事業者に送付した上で今回整備した様式を必ず使用するよう周知し、提出を徹底しております。また、提出を受ける各学校及び調理場についても、周知しました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見15】
回答所属	学校給食課
項目	学校給食配送業務委託における検便検査の報告について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書82頁】

学校給食配送業務の仕様書において、委託先は月2回、配送業務に従事する乗務員の検便検査を実施し、その結果を学校給食課に報告することが規定されている。検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌の3つで、乗務員ごとに検出の有無を記載した検査報告書が提出される。

この点、平成28年4月と10月の検査報告書について、乗務員ごとに検査状況を確認したところ、表67のように同月内に2回の検便検査を受けていない場合が発見された。

表67 検査報告書の確認結果

受付日	人数(人)	確認結果
4月6日	46	46人中2人は4月13日にも4月20日にも検査を受けていない
4月13日	2	-
4月20日	45	45人中2人は4月6日にも4月13日にも検査を受けていない
10月5日	51	51人中1人は10月19日に検査を受けていない
10月19日	50	-

月内に2回の検便検査を受けていない乗務員が配送業務に従事したかどうかは不明である。しかし、学校給食課としては月2回の検査を受けて結果が陰性(検出されない)である乗務員のみが配送業務に従事していることを、何らかの形で確認する必要がある。例えば、委託先から配送日ごとに学校長に提出される配送日報には日々の配送業務に従事した乗務員名が記載されていることから、毎月、配送日報と検査報告書における乗務員名の記載を照合して確認することが考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

毎月、各所長と連携し、配送日報と検査報告書における乗務員名の記載を照合して確認しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見16】
回答所属	学校給食課
項目	給食会において維持すべき純資産の額について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書84頁】

給食会決算の年次推移は表71のとおりである。一般正味財産の増減が大きく、その結果、純資産額は平成24年度にマイナス、平成27年度にも3,000千円を割り込む水準となっている。

財団法人は、純資産額が2年度連続して3,000千円を下回った場合に解散するものとされている(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項)ことからみると、直近5年間に2回、解散の危機があったことになる。

表71 給食会決算の年次推移(抜粋)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	1,217,561	1,188,491	1,163,401	1,116,845	1,135,917
指定正味財産	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	△3,128	10,418	10,450	△1,331	13,765
純資産	△128	13,418	13,450	1,668	16,765

注) 指定正味財産は東大阪市からの出えん金である。

(出典:給食会HP)

給食会では消費税及び地方消費税の税率が8%になった平成26年4月には給食費の値上げを見送っていたが、その後の食材費の高騰もあり、平成28年度から給食費を1食当たり7円値上げした。これにより、平成28年度末における純資産額は16,765千円にまで回復している。

また、平成28年度に行われた大阪府公益認定等委員会の立入検査においても、純資産額が3,000千円未満とならないよう指摘を受けたことなどを受け、平成29年度から特別警報及び台風による警報発令時の学校休業における学校給食中止のときにも給食費を徴収するよう改めている。

さらに、公益法人としての財政的基盤を確保するためには、予期しない急な物資の高騰等に備える意味で、遊休財産の保有制限(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条第1項)に抵触しない範囲内で、準備金・積立金といった財産を確保しておくことが考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

経常収益については平成29年度は1,118,464千円と下がってはいますが、平成29年度から台風による警報及び特別警報が発令され、学校が臨時休業になり、学校給食が中止になった場合も、各学校に当日の予定食数分の学校給食費を請求し、徴収することになったこともあり、一般正味財産は21,099千円、純資産は24,099千円と上がっています。

これからも、遊休財産の保有制限に抵触しない範囲内で、準備金・積立金といった財産を確保し、予期しない急な物資の高騰等に備えてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見17】
回答所属	学校給食課
項目	給食会運営補助金の支出の効果について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

給食会運営補助金は、給食会の人件費等を東大阪市が補助することにより、給食会の運営を支援することを目的としている。東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱には次のとおり規定されている。

【東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱抜粋】

<p>(目的) 第2条 この補助金は、学校給食の安全かつ安定的提供並びに食育の推進に寄与する東大阪市学校給食会の運営を支援することを目的とする。</p> <p>(補助対象経費) 第4条 補助金の交付対象となる経費は、給食会が雇用する職員(嘱託職員を含む)の人件費(給料、地域手当、期末手当、勤勉手当、交通費、退職給与引当金、その他諸手当及び法定福利費等の内で市長が適当であると認めた範囲の額とする。)、公認会計士顧問等契約料及び外部役員報酬とする。</p>
--

給食会の事務局職員の構成は表68に示したとおりであるが、このうち一般職員1人が平成29年1月中旬から休職している。給食会の就業規則は東大阪市職員給与条例等を準用して定められており、当該職員に基本給の100%が支給(平成29年5月まで)されている。学校給食課によると、行財政改革室との協議により、当該人件費を給食会運営補助金の補助対象経費としているとのことであり、給食会からの実績報告書に添付された補助対象経費内訳書を確認したところ、当該職員の人件費は12ヶ月分が計上され、これに基づく補助金が実際に支出されていた。

一方で、当該職員は給食会での勤務が長く、業務に精通していることから、休職に伴って他の職員では十分な対応が行えず、平成28年度の決算業務等においては混乱が生じていた。結果的には監事監査を受けて問題ないレベルには達したものの、本年度の包括外部監査においても平成28年度決算に関する資料の整理保管状況や説明に一部、十分でない点が見られた。

この点では、給食会の運営の水準が相対的に低下したものとみられ、東大阪市の立場からみると、給食会運営補助金の支出の効果が十分に発揮されたとは言い難い。

学校給食課としては、補助金支出の効果として十分な水準が維持されるよう、留意することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

(公財)東大阪市学校給食会の職員体制については、平成30年度から新たな一般職員(事務長)を雇用し、一般職員の休職による業務運営への支障がないよう対応しています。また、同じく平成30年度より、従前の市職員の職免での理事長及び専務理事の就任ではなく、給食会専属の理事長及び専務理事に就任いただき、管理運営体制の充実をさせました。これからも補助金支出の効果として十分な水準が維持されるよう、学校給食課として留意して参ります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見18】
回答所属	学校給食課
項目	給食会の職員体制の充実及び独立性の確保について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

「イ) 給食会運営補助金の支出の効果について【意見17】」で記載した休職中の職員が担当する業務については、給食会のみでの対応が困難なことから、やむを得ず、同じ執務室で勤務する学校給食課の職員がフォローしている。

実際、本年度の包括外部監査において、給食会の回議書を閲覧したところ、学校給食課の職員が起案しているものが見受けられた。

学校給食課の事務分掌には「(10) 学校給食会との連絡調整に関すること」が定められているが、給食会の回議書の起案は「連絡調整」を超える範囲といえる。

このように、「連絡調整」を超える範囲で学校給食課が給食会の運営に関与している場合、次のような問題点が生じる。

- | |
|---|
| <p>a. 補助金の出し手(東大阪市)と受け手(給食会)が実質的に同一となっている</p> <p>b. 職務専念義務に違反する可能性がある</p> |
|---|

したがって、東大阪市としては、給食会を設立した意義に立ち返って、支援の方法を見直す必要があると考える。

一方、給食会としては、公益財団法人は公益目的事業の遂行のために自律的な運営が要請される団体であり、東大阪市から一定の独立性を確保する必要があることから、学校給食課に頼ることなく自律的な運営が行えるよう、職員体制を整える必要がある。

また、平成31年度からは中学校給食が順次導入される予定となっており、学校給食用物資の調達及び供給、給食費の徴収等について、給食会の業務量が増加する可能性もある。そのことも踏まえて、給食会の担う役割を早期に明確化し、法人としての中長期的な業務運営計画を策定し、それに見合った職員体制を整備する必要があると考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

(公財)東大阪市学校給食会の職員体制については、平成30年度から新たな一般職員(事務長)を雇用し、一般職員の休職による業務運営への支障がないよう対応しています。また、同じく平成30年度より、従前の市職員の職免での理事長及び専務理事の就任ではなく、給食会専属の理事長及び専務理事に就任いただき、管理運営体制の充実をさせました。今後、中学校給食の順次開始などによる業務量の増加を見据え、学校給食課と学校給食会が連携し、職員体制の充実及び整備について、財政当局との協議を進めます。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果9】
回答所属	学事課
項目	学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書90頁】

学事システム一式機種更新賃貸借契約は、システムの保守点検業務を包含しており、仕様書において、毎月1回の保守点検を実施し、点検結果について10日以内に報告書を提出することとされているが、当該報告書が保存されていない月が散見された。

契約に基づく点検作業が適時・適切に実施されていることを確認する必要があり、点検結果報告書を確実に徴取するとともに、学事課において適切に保管しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

ご指摘のありました、点検結果報告書については平成29年10月分より、確実に徴取し、長期契約の関係書類として保管しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果10】
回答所属	学事課
項目	就学援助認定審査委員会の審議記録について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書92】

東大阪市児童生徒就学援助条例において、就学援助の受給資格要件が規定されている。一方、同条例第5条において、一定の理由認定による例外が認められている。そして、就学援助認定審査委員会は、理由認定のうち「その他教育委員会が認める保護者」に対して認定を行う場合においては、意見を述べるとともに、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議することが定められている。

【東大阪市児童生徒就学援助条例 抜粋】

- 第5条 教育委員会は、前条各号の規定に該当しない保護者であっても、次の各号の一に該当するものに対し就学援助を行うことができる。
- (1)～(3) 略
- (4)その他教育委員会が認める保護者
- 第7条
- 2 教育委員会は、第5条第4号の規定に該当するものとして認定を行う場合は、就学援助認定審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 第8条 就学援助の適正な認定を図るため、教育委員会に就学援助認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、前条第2項の規定に基づき教育委員会に意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議する。

上記に基づき、就学援助認定審査委員会議事録等の資料を確認したが、理由認定に関する書面上、委員の確認サインは存在するが、意見の記載はなく、また、調査審議を行った内容について議事録に明記されておらず、条例に基づく審議がなされているか否かについて確認することができない状況となっていた。

東大阪市児童生徒就学援助条例第5条第1項第4号の規定による認定を行う以上、条例に従い聴取した審査委員会の意見を議事録等に記載し、適正に認定が行われた証跡を保存する必要がある。

また、就学援助に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議がなされた場合にも、その調査審議の結果を議事録等に適切に記載しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】
 就学援助の認定審査委員会の議事録については、審議内容について議事内容を記録し保存しております。また審査委員の意見欄を作成し、記載してもらうように改善しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見19】
回答所属	学事課
項目	学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書94頁】

東大阪市では、適正化基本方針において、学校規模に応じた適正化を決定していたが、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度が創設されたことを受け、小中一貫教育を推進する方針としている。これは、小中学校9年間の発達段階に応じた継続的な指導・支援を行うことで、より教育的な効果をあげることを目的とするものであり、平成29年度には小中一貫教育推進室が設置された。

小中一貫教育推進に際しては、学校施設は新築、増改築、改修等の整備を行う施設一体型ではなく、既存の学校施設を活かした施設分離型での開始を予定している。これは、平成31年度に予定している小中一貫校の開始までの期間的な理由と予算的な理由によるが、将来的には施設一体型も視野に入れるとのことである。

この点、総合管理計画との関係でみると、施設分離型の場合、当面は既存の学校は統廃合されず、既存の施設が温存されることとなるため、長寿命化計画の検討対象となる一方、公共施設の総量縮減には貢献しない。

一方、適正化基本方針に基づく学校統合は平成30年4月をもって一段落することから、アクションプランでは平成30年度に新たな過小規模校学校の適正化に向けた統合計画を策定するものとされていた。

今後、「学校の適正規模化及び適正配置に関すること」を分掌する学事課においては、公共施設の総量縮減にも対応すべく、学校規模適正化と小中一貫教育校の配置や施設形態の関係性についても留意しながら、小中一貫教育推進室ほか庁内関係課・室と連携し、新たな統合計画を検討することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（未措置）】

学校規模適正化基本方針は公共施設の総量縮減の為の統合ではなく、子どもたちにより良い教育環境を提供し、効果的な学校教育を実現するため、「東大阪市学校規模適正化審議会答申」を尊重するとともに、市民からのパブリックコメント、地域説明会での意見などを総合的に判断し、まとめたものです。平成20年11月に策定された東大阪市学校規模適正化基本方針での具体的な方策は、三ノ瀬小学校・太平寺小学校の統廃合で終わりとなりますが、子どもたちにより良い教育環境を提供していくという基本的な考えは今後も変わりません。

統廃合においては地域住民や保護者及び学校関係者などと十分協議し学校運営に関わる多くの課題への取り組みを行いました。行政主導では課題も多くあったことや、学校を取り巻く環境として避難所、地域の交流の場などの対応には庁内所管部署での専門性が重要となる課題もありました。また長寿命化計画及び公共施設の総量縮減については、小中一貫教育にもとづく小学6年生の中学校登校時における教室の利用や、少人数学級による学習サポートの利用、特別支援教育児童数の増加に伴い支援学級教室の整備、留守家庭児童育成クラブへの対応、また入管法改正に伴い今後増大するであろう外国人労働者の子女における義務教育の提供などの利用用途を鑑み、本市の再編整備校選定基準の見直しを含め課題があると考えます。学校規模適正化基本方針における統合は完了しましたが、学校は地域コミュニティの核としての性格を有することから、今後の教育施策と合わせて地域住民と将来ビジョンを共有し、要望や協力を得て協働関係を形成することが可能であるかなどの方向性も含め検討すべき施策課題です。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見20】
回答所属	学事課
項目	債権管理事務の更なる適正化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

奨学資金貸付金の返還金に係る債権管理については、平成22年度包括外部監査の対象となっている。そして、この包括外部監査における意見を受けて、学事課では、平成28年度より回収担当者を2人体制にするなど、管理体制の充実に努めている。

その結果、平成27年度は調定額101,927千円に対し回収額8,410千円(回収率8.3%)であったのに対し、平成28年度は調定額106,812千円に対し回収額33,063千円(回収率31.0%)と改善されている。

また、時効期間が経過している債権について不納欠損処理がなされていないとの指摘については、平成27年度より東大阪市債権の管理に関する条例第6条の規定に基づく不納欠損処理を実施している。

不納欠損処理は、債権回収努力を十分に尽くした上でなされるべきものである。この点、管理体制の充実を図ったことにより、以前より個別の債権の状況を吟味できる状況となっていることから、債務者の状況別の分類を行い、債権回収に向けたガイドラインを設けることが望ましい。ガイドラインには、例えば、引き続き債権回収に努める債権と不納欠損処理を行う債権の区分のあり方や債権の状況別の回収方針を記載することが考えられる。

そのことにより、債権回収に関するノウハウが蓄積されるとともに、回収可能性の高い債権の管理に注力することが可能となり、更なる回収率の向上に寄与するものとする。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

債権管理条例及び債権管理マニュアルが平成24年に制定、平成26年に改正されました。これに即して学事課では、奨学金督促マニュアルを平成26年に策定しました。年二回の督促と委託業者による電話・訪問督促を行い、収入、財産があると思われるものについては、平成29年から法的措置を取っております。

平成30年には、初心者向けに分かりやすい徴収事務フローを作りました。簡便なマニュアルフローにより滞納整理が進んでいるところです。

債権管理条例第6条に規定する回収不能債権については、①要保護世帯等の生活困窮者、②破産等による免責を受けた者、③所在不明かつ時効経過、④地方自治法に基づく徴収停止を行って一年を経過したものについて放棄を行いました。

その結果、滞納整理が進み、債権放棄・不能欠損額は平成27年度2,562,000円、平成28年度3,192,970円、平成29年度5,836,400円累計11,591,370円が完結しました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果11】
回答所属	教職員課
項目	教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書100頁】

教職員向け人事給与システムの賃貸借契約については、指名競争入札によっているが、本件保守契約については、賃貸借契約の相手方との随意契約により、毎月のシステムの点検作業を委託するものである。

当該保守契約書によると、点検作業終了後に結果報告書を発行することになっているが、結果報告書が保存されていない月が散見された。

契約に基づく点検作業が適時・適切に実施されていることについての管理が必要であり、結果報告書を確実に徴取するとともに、教職員課において適切に保管しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

H31年1月より、点検作業終了後には結果報告書を保管しています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果12】
回答所属	教職員課
項目	歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書103頁】

歯科健康管理指導業務は、学校園における児童・生徒に対する歯科健康管理に係る指導を行うとともに、指導用教材の作成及び印刷を委託するものである。本件委託契約の概要は、表89のとおりである。

表89 歯科健康管理指導業務に係る委託契約

契約	歯科健康管理指導業務
契約先	東大阪市東学校歯科医会、東大阪市西学校園歯科医会
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
契約金額	5,382,018円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

本件委託契約は、2つの歯科医会と個別に契約が締結されており、表90のとおり、契約書ベースでは1件当たり500万円を超える契約はない。

表90 歯科健康管理指導業務に係る契約の内訳

(単位:円)

	東学校歯科医会	西学校園歯科医会	合計
歯科健康管理指導	2,468,556	1,797,552	4,266,108
歯科健康管理指導 教材作成・印刷	664,363	451,547	1,115,910
合計	3,132,919	2,249,099	5,382,018

一方、本件委託契約に係る施行起案については、2つの歯科医会との契約について一括して回議書を作成し、決裁を受けている。

そして、財務部長からの通知文により「契約予定金額が委託料で500万円、使用料及び賃貸料のリース物件で80万円を超える施行起案については、合議を行うため調度課長へ起案回付」することとなっているが、本件においては、個別の契約書ベースでは500万円を超えていないことから、調度課との合議が行われていなかった。

この点、平成26年度包括外部監査報告書「【結果21】学校園教育活動支援事業委託等の調度課との合議について」(164ページ)において、契約書ベースでは500万円を超えないが、1つの事業としてみると500万円を超えている場合には、実質的に契約金額が500万円を超えていると考えられるため、調度課との合議を得る必要がある旨が指摘されているが、本件においても同様の状況にあったと考えられる。

平成26年度包括外部監査報告書における指摘のとおり、調度課との合議は、高額な契約について、不正防止等のために各原局に対する内部牽制を実施する観点と調度課における契約管理の観点から必要とされている取り決めである。そのような趣旨から考えると、今後、このように同種の契約について契約の相手方が複数にわたる場合、調度課との合議の判断基準となる契約金額は個別の契約書ベースの金額で形式的に判断するのではなく、同種の契約を合算した実質的な契約金額に基づき判断することを徹底する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】
H31年度より、契約起案の際には調度課を合議に入れます。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果13】
回答所属	教職員課
項目	随意契約に係る理由書の作成、保存について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書104頁】

財務部長からの通知文により「やむを得ず、随意契約を行う場合は、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載」することとなっている。

この趣旨は、競争入札が原則であり、例外的な方法である随意契約を行う場合には、自治令167条の2及び東大阪市財務規則の関係規定に則り、適正な執行を行う必要があるためであると考えられる。

本年度の監査において、学校保健経費として執行された契約額100万円以上の随意契約の施行起案において、随意契約の理由が明確に記載されているかどうか確認したところ、契約金額が500万円以下の随意契約に関して、随意契約の理由が明確に記載されていない状況が確認された。

随意契約の理由が明確に記載されていなかった契約は表91のとおりである。

表91 随意契約の理由が明確に記載されていなかった契約

契約名	就園・就学時健康診断
契約先	布施・河内・枚岡医師会、東大阪市東学校歯科医会、東大阪西学校園歯科医会
契約期間	平成28年11月1日～平成29年3月31日
契約金額	3,640,000円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

契約名	オージオメータ検査・校正業務
契約先	一般財団法人日本品質保証機構関西試験センター
契約期間	平成28年10月3日～平成29年2月28日
契約金額	2,372,220円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

契約名	教職員中高年令者健康診断
契約先	医療法人恵生会
契約期間	平成28年8月1日～平成28年9月30日
契約金額	1,452,168円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

契約名	児童・生徒結核検診
契約先	一般財団法人大阪府結核予防会
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
契約金額	1,064,880円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

これは、「ア」歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について【監査の結果12】で述べたように、契約予定金額が委託料で500万円を超える契約については、調度課との合議が必要となるため、随意契約の理由書を添付するなど適切な取扱いが行われていたが、500万円以下の契約について随意契約の理由の記載が徹底されていなかったものである。

今後は、調度課との合議を要しない場合であっても、随意契約を行う際は、施行起案に随意契約の理由書を添付するなどして、その理由を明確に記載しておく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（未措置）】

H31年度の契約起案からは、随意契約を行う際は理由書を必ず添付いたします。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見21】
回答所属	教職員課
項目	学校園医等の配置について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書105頁】

学校園医は学校安全保健法第23条第1項に基づき、学校園歯科医及び学校薬剤師(学校園医と併せて「学校園医等」という。)は同条第2項の規定に基づき、それぞれ各学校園に配置することとされている。また、学校園医等の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定により、特別職の非常勤職員に位置づけられている。

東大阪市における平成28年度の学校園医等の配置状況は表92のとおりである。

表92 東大阪市における学校園医等の配置状況(平成28年度)

学校園医 (内科・眼科・耳鼻咽喉科)	学校園歯科医	学校園薬剤師
194人	151人	64人

学校園医等の各学校園の配置人数については、国等において明文化された基準が作成されていないため、東大阪市では、「内科医は児童・生徒300人に1人、歯科医は児童・生徒350人に1人」という児童・生徒数に応じた独自の基準(以下「市基準」という。)を設けている。

各学校園への学校園医等の配置状況について、市基準に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、学校園医について、小学校52校中21校、中学校27校中9校において実際の配置人数が市基準に基づく人数を超過している状況が見受けられた。

なお、学校園歯科医については、市基準に基づく人数が実際の配置人数を超過している学校は存在しなかった。

東大阪市立の全学校園について、市基準に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、表93のとおりである。

表93 学校園医等の市基準に基づく人数と実際の配置人数の比較

	学校園医 (内科・眼科・耳鼻咽喉科)	学校園歯科医
実人数	194人	151人
基準配置数	181人	164人
差異	+13	-13人

このように、市基準は単なる目安として利用されるにとどまっている状況である。確かに複数の医師が分担して、学校園医等の職務に従事することも考えられるが、学校園医等の適正配置による児童・生徒への公平な公共サービスの提供を実現するため、学校園医等の人員に係る基準の明確化とその運用が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】
H31年度より、学校園医等の人員に係る基準を明確化にし、運用を行います。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見22】
回答所属	教職員課
項目	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書106頁】

教職員課によると、学校園医等の報酬に係る予算額の設定にあたっては、「ウ)学校園医等の配置について【意見21】」で述べた市基準に基づき市立学校園に学校園医等を配置した場合の所要人数に、報酬の基本額を乗じて、市全体の所要額を積算しているとのことであった。

このうち、報酬の基本額の根拠について確認したところ、長期間にわたり前年度の額を調整しながら踏襲しているとのことであり、平成28年度に適用された基本額の根拠が明確でない状況となっていた。

また、学校園医等の報酬に係る財源措置として、国から市町村に地方交付税が交付されているが、その際に用いられる積算根拠によって算出される報酬の額との関連性も明確ではなかった。

したがって、予算措置の基礎となる報酬の基本額の積算根拠の妥当性について、定期的な検証を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（未措置）】

H31年度より、予算措置の基礎となる報酬の基本額の積算根拠の妥当性について、定期的な検証を行ってまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見23】
回答所属	教職員課
項目	学校園医等の執務管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書107頁】

教職員課では、全学校園の学校園医等の執務状況について「執務状況総括表」を用いて管理している。

しかし、この「執務状況総括表」について、教職員課担当者の確認のみで完了しており、上長である課長への報告・承認手続きは実施されていなかった。

「執務状況総括表」を確認することの意義は、学校園医等の執務状況を検討し、職務を適切に遂行しているかを確認するとともに、問題点を早期に把握することで、その改善策の立案の根拠とすることと考えられる。

また、「エ）学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見22】」において、報酬の基本額の積算根拠の妥当性を確保する必要性について述べたが、学校園医等の実際の職務の執行状況の把握は、その前提となるものと考えられる。

現状の管理方法では、執務状況を適切に確認できていない学校園があったとしても、適時に報告されない可能性があり、また、内容の検討結果が上長に報告されていないことから問題点の把握、改善が遅れる可能性がある。

今後は確認作業完了後、速やかに上長に報告するような管理体制の確立が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

監査指摘後より、学校園医の執務状況報告書を文書管理で起案し、報告内容をグループ内で共有するとともに、所属長決裁をしています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見24】
回答所属	教職員課
項目	オージオメータの取扱いについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書107頁】

市立学校園においては、オージオメータ(聴力測定機器)を計111台所有し、その維持管理のため、表94の委託を行っている。

表94 オージオメータの維持、管理に係る委託契約

契約名	オージオメータ検査・校正業務
契約先	一般財団法人日本品質保証機構関西試験センター
契約期間	平成28年10月3日～平成29年2月28日
契約金額	2,372,220円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

このオージオメータは年1回の健康診断で使用するのみであるが、表94のように、維持管理に係る委託料が年間約2,500千円発生しており、保有するよりも学校園医、業者等からレンタルするなどの手法により維持管理コストの低減ができないか検討する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】
医療機器のレンタル業者から見積書を取るなど、コスト低減できるか検討いたします。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果14】
回答所属	教職員課
項目	産業医の執務管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

産業医が職務に従事したときは、「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」第10条第1項の規定に基づき、産業医執務記録簿を教職員課長に提出することとなっている。

【産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱抜粋】

第10条 産業医が職務に従事したときは、産業医執務記録簿(様式第1)に記入し、教職員課長に提出するものとする。
(以下略)

しかし、教職員課における産業医執務記録簿の管理が徹底されておらず、一部の産業医について記録簿の全部又は一部が保管されていない状況が確認された。

予算が適正に執行されていることを確認する意味において、記録簿の保存については改善が必要である。また、記録簿の内容確認による問題点の把握及び改善の実施の観点からも記録簿の保存、管理が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】

令和元年6月中に、産業医が配置されている学校には、産業医執務記録簿を提出するように通知文の送付・電話連絡をし、記録簿の保存・保管を徹底します。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見25】
回答所属	教職員課
項目	面接指導産業医の執務状況について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

面接指導産業医の指導実績が年間4回(計7人)と非常に少ない状況が確認された。面接指導産業医との面接には予約が必要であり、かつ、業務時間中に総合庁舎会議室に向向く必要があることが主な要因と考えられる。

一方で、産業医は1校専属担当のため月額報酬が24,000円に対し、面接指導産業医は産業医の配置されていない学校園すべてを担当するため月額報酬は160,000円と比較的高額の報酬を支払っていることから、予約時間を利用しやすい時間帯に変更したり、面接指導産業医が産業医の配置されない学校園を訪問したりするなど、利用促進策の検討が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】
H31年度より、産業医の利用促進策を検討し、実行いたします。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見26】
回答所属	教職員課
項目	学校運営経費の管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書112頁】

学校運営経費のうち、旅費に係る支払命令書の添付文書である特定地旅費請求明細の一部に照合チェック証跡及び命令簿照合印がないものが見受けられた。

出納室には、照合チェック及び押印後の資料が提出されていたとのことであり、実態としての問題はないものの、教職員課内におけるチェック体制及び書類保存の妥当性という観点からは問題がある。

今後は、教職員課においても、照合チェック及び命令簿照合印の押印後の特定地旅費請求明細を保管しておくことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

監査後、確実に照合チェック及び命令簿照合印の押印後の特定地旅費請求明細を保管しています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見27】
回答所属	教職員課
項目	教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書112頁】

「①概要ア)事業の内容」に記載のとおり、スポーツ振興センター共済掛金の一部は、保護者が負担することとされており、共済掛金と保護者負担額との差額を東大阪市において負担している。

具体的には、東大阪市は毎年5月末に全市立学校園に係る共済掛金を一括して独立行政法人スポーツ振興センターへ支払い、10月末までに各学校園に児童・生徒・園児数に応じた保護者負担額の集金を依頼している。集金額は各学校園から東大阪市へ振り込まれ、市の歳入となる。スポーツ振興センター負担金に係る歳入額の状況は、表99のとおりである。

表99 スポーツ振興センター負担金に係る歳入額

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	8,104	7,970	7,925
中学校	4,083	4,003	3,934
高等学校	1,318	1,316	1,275

このスポーツ振興センター負担金の回収管理において、教職員課の担当者は全件が回収されていることを確認しているが、上長である課長への報告はなく、担当者の確認のみにとどまっている。このような状況においては、仮に全件回収されていなくても教職員課においてその事実が認識されず放置される可能性がある。

したがって、回収完了確認時における上長の承認手続きを整備し、運用する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】
 監査指摘後より、負担金の回収状況や完了を文書管理で起案し、内容をグループ内で共有するとともに、所属長決裁をしています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見28】
回答所属	教職員課
項目	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書113頁】

スポーツ振興センター負担金に係る歳入については、収納率が100%となっている。これは、すべての保護者負担金が回収されたことを意味している。しかし、教職員課においては、各学校園における集金の実態については把握しておらず、具体的な集金方法などは各学校園の判断に任せている状況である。現実には、滞納している保護者が皆無であるとは考えられないが、各学校園において滞納をどのように解決しているのか、教職員課では把握していない。

したがって、教職員課が定期的に学校園における集金の実態をモニタリングすることを検討する余地がある。

なお、スポーツ振興センター負担金を含む学校徴収金の管理に関する監査の結果及び意見については、「8. 学校園における事務の執行(3)学校徴収金の管理」(176 ページ)を参照されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (未措置)】
教職員課がモニタリングを行うかどうかを検討します。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見29】
回答所属	学校教育推進室
項目	幼稚園支援員の活動形態について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書118頁】

幼稚園支援員は、幼稚園に障害(発達障害を含む。)のある園児が在籍し、幼稚園の活動において特別な支援が必要であると教育委員会が認めた場合に配置されるものである。幼稚園支援員になるためには、特に教員免許や保育士の資格が必要とされるわけではないため、一定の要件を満たせば誰でも登録することができ、いわゆる「有償ボランティア」として報償費(1時間当たり1,000円)が支払われている。一方、同じ「特別支援教育推進事業」に含まれるスクールヘルパー及びケアアシスタントは東大阪市との雇用関係があり、報酬や交通費(通勤費)が支払われるとともに、東大阪市が社会保険料を負担している。

近年、地方公共団体においても「有償ボランティア」を行政サービスの担い手として活用することが増えており、特に多様な課題を抱える学校園については、国からもその活用が提案されている経緯もあることから、全国的にも広く定着している状況にある。その結果、学校園、家庭、地域が一体となって子どもを育てる気運の醸成や体制の整備が図られ、学校教育の充実や地域の教育力の向上などにつながるというメリットもある。

一方で、「有償ボランティア」については、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点も指摘されている。

もちろん、学校教育推進室としては、幼稚園支援員の活動形態を説明して納得していただいた方を対象として登録を受け付けているわけであり、この点について問題はない。しかし、ボランティアを前提とした制度設計は、事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。

幼稚園支援員は平成28年度に導入された制度であるが、この事業によって構築された仕組みが、今後の幼稚園における特別支援教育に有効に活用できるよう、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】
 近年の障害のある子どもの在籍状況等から、その支援については教員が行うだけでなく、合理的配慮の観点からも、他の人材活用はなくてはならないものとなっています。必要とする支援の形態や内容は定まったものでなく、柔軟に対応できる制度が望まれています。その他の制度も含め、支援人材の運用のあり方について、検討を行っています。具体的には、有償ボランティアである幼稚園支援員と非常勤嘱託員の違いを明確にするとともに、同一日に兼ねることはできないことを平成30年3月18日に開催された教育施策連絡会において周知及び指導いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見30】
回答所属	学校教育推進室
項目	障害児送迎業務の利用状況について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書118頁】

障害児送迎業務は、市立学校園に在籍する園児、児童又は生徒のうち、身体に障害を有する者の通園又は通学にタクシーを利用してもらい、その利用料金を東大阪市が負担するというものである。

本件業務に係る最近3年間のタクシー借上料は、表103のとおりである。

表103 障害児送迎業務に係るタクシー借上料の推移

(単位:千円)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
341	2,976	4,741

料金は、最初の1時間までが5,040円でその後30分毎に2,520円となっている。また、本件業務に供されているタクシーは特に車椅子用の昇降機が付いているような特殊なタクシーというわけではなく、通常のタクシーである。

本件業務を利用した証憑としてタクシー会社に提出されたタクシーチケットの半券が学校教育推進室に提出されているため、これを確認したところ、ほとんど全ての半券に記載された料金が7,560円となっていた。これは前述した料金設定によれば、通園又は通学に1時間から1時間半も要したことになる。

しかし、利用の際の地理的な状況を確認したところ、自宅から学校園までは1kmも離れておらず、もとより市立学校園の校区内の距離であるから自動車でも1時間以上もかかる距離ではない。

これについて、学校教育推進室に確認したところ、登校時間に遅れることのないよう、事前に対象となる子どもの自宅住所をタクシー会社に連絡し、行程と交通状況や地理的要因を確認することで所要時間を算出しているが、タクシー会社から自宅までの迎車の時間が含まれており、また、障害を有する園児、児童又は生徒であるため乗降、準備等に時間を要する場合もあるとのことであった。このため、タクシーの拘束が長くなる場合もあり、地域により1時間を超える場合もあるとの説明であった。

一方、本事業の実施面においては、身体に障害を有する者の介助に理解のあるタクシー会社や特定の運転手に依存した部分も多く、その点からは事業そのものの継続性がタクシー会社の状況に影響されることも考えられる。

事業の経済性及び継続性という観点から、まずは対象となる園児、児童又は生徒に対する介助又は支援の具体的な内容やその必要性を検討し、他の代替的な方法がないかを検討することが望まれる。その上で、本件業務をより効率的・経済的に実施する余地があれば改善し、本件業務の中で改善することが困難と判断した場合には、通常のタクシーを利用し後日精算する方法や、他の制度を利用した交通手段にシフトすることも検討の余地がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

当該事業においては、その目的から必要とする日に確実にタクシーを確保する必要があることから、このような事業形態をとっています。なお、現在は必要に応じ福祉車両を活用した送迎も行っています。利用する子どもの障害の特性や行程などを考慮し、新年度に向けてリフト付きバスの新事業を立ち上げました。より効果的かつ効率の良い制度となるよう、引き続き検討を進めていきます。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見31】
回答所属	学校教育推進室
項目	ALT 勤務日数の仕様書との差異について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書122頁】

「① 概要ア) 事業の内容」に記載したとおりALT 活用事業は、事業者との間で労働者派遣契約を締結することによって実施している。この中で平成28年8月31日以降の特定非営利法人(以下「NPO 法人」という。)との契約に係る仕様書では、「5. 履行期間及び日数」の項目で次のとおり記載している。

5. 履行期間及び日数

- (1) 履行期間は、平成28年8月31日から平成29年3月24日までとする。
 (2) 履行日数は、延べ、5,888日(=128(日)×46(人))とする。

<各月の履行日数内訳>

区分	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	1	20	20	20	14	16	20	17

一方、実際のALTの活用実績は表107のとおりであった。

表107 ALTの活用実績

(単位: 日)

区分	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
仕様書(A)	46	920	920	920	644	736	920	782	5,888
請求日数	—	893.97	861.45	890.03	631.77	710.48	895.13	643.16	5,526.01
(B)/(A)	—	97.2%	93.6%	96.7%	98.1%	96.5%	97.3%	82.2%	93.9%

※ 表中「仕様書」欄の各月の日数は、上記「5. 履行期間及び日数」に46(人)を掛けたものである。

※ 請求日数が実際に従事した日数である。

※ 請求日数には早退、遅刻によって少数点以下の日数が生じる。

表107のとおり、平成28年度の8月以降におけるALTの活用状況は仕様書上の要求日数の93.9%しか実施されていない。内容を請求書等で確認したところ、その理由のほとんどはALTとしてNPO法人が雇用している講師の欠勤、早退、遅刻によるものであった。これでは、学校園が計画的にALTを活用していくことに支障が生じる場合もあり、本事業の効果にも影響を及ぼす可能性があったのではないかと考えられる。

平成28年度の上期(8月まで)においては、下期とは別の事業者によってALTが派遣されており、仕様書上の要求日数の98.5%が実際に履行されている。通常の事業者であればこの程度の履行状況となることは当然と考えられるが、事業者が交代した場合には、学校教育推進室においてALTの活用状況を把握し、問題点を検討するとともに、適宜、事業者側に改善を要求するなど、事業の有効性確保に努める必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

ご意見にあるとおり、ALT勤務日数の仕様書との差異は、学校園の計画的なALT活用に支障が生じ、本事業の効果にも影響を及ぼす可能性があると考えられます。

平成30年度については、29年度と契約事業者が変更し、要求日数の95.91%が履行された結果となっております。契約事業者に対しては、29年度と同様に仕様書にALT欠席時は代替のALTを派遣する旨を記載し要求日数の履行確保に努めたとともに、契約締結時に契約事業者に対し口頭で改めて履行確保を要求いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果15】
回答所属	学校教育推進室
項目	収支決算書の確認について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書127頁】

縄手南中学校ブロックトライアルスクール推進委員会が提出した「平成28年度トライアルスクール推進事業収支決算書」(以下「収支決算書」という。)によると、本事業における同委員会への委託料は15万円であり、その用途は表111のようになっていた。

表111 収支決算書に記載されている支出の内容

		(単位:円)
費目	用途	金額
環境整備費	授業発表及びモニター用大型テレビ(一部)	50,000
消耗品費	リサイクルインクジェット	68,400
消耗品費	メンテナンスタンク	13,200
消耗品費	普通紙ロール	15,912
消耗品費	CD-R	2,396
消耗品費	イレイサー	92
合計		150,000

一方で、事業実施報告書に添付されている上記収支決算書の証憑は、異なる3者の事業者から受領した各々5万円の領収書が3枚となっており、収支決算書の内容とは、合計金額を除いて全く一致していない。領収書がどのような経緯で入手されたのかは不明であるが、学校教育推進室としては収支決算書の内容と証憑の一致は確認しておく必要がある。

・措置状況内容

<p>【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】</p> <p>ご指摘のあった収支決算書につきましては、支出内容及び金額に誤りがあることがわかり、正しい収支決算書の提出を求めました。3月28日に学校より提出された収支決算書の内容と、領収書が一致することを確認しています。</p> <p>今後、全ての学校園に対し教育施策連絡会および教育案件連絡会において、指導徹底をはかります。また、これまでも、学校教育推進室においては、各学校から受領した書類の確認を行っていますが、これまで以上に確認を徹底します。</p>
--

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見32】
回答所属	学校教育推進室
項目	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書127頁】

「① 概要エ) 契約の状況」に記載したようにトライアルスクール推進事業は各学校園にあるトライアルスクール推進委員会への委託という形で実施されている。各トライアルスクール推進委員会は、その委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。さらに、これらに加えて学校園によってはその委託料の中から、支出した翌年度以降も使用できるような備品を購入している場合がある(表112 参照)。

学校園名	備品	金額
盾津中学校	プロジェクター	180,000
長栄中学校	Ipad 3台	169,128
弥刀中学校	プロジェクター	129,600
	タブレット保管庫	50,400
布施中学校	園芸用テーブル・イスセット	91,035
意岐部中学校	図書	100,000
縄手南中学校	大型テレビ	50,000
長瀬中学校	大型ホチキス	50,000

表112 に記載した備品は、厳密に言えばトライアルスクール推進委員会という学校園とは別の任意団体が所有する資産である。学校教育推進室では、このような備品について本事業終了後の年度において各学校園がどのように管理するか把握しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。

おそらく、多くの備品については、それぞれの学校園が公費にて通常購入した資産と同様の管理をしていると考えられるが、このような状態は他の任意団体が所有する資産の借用に当たるため、適切な手続きが必要はらずである。一方で、購入原資が公金であることは他の備品と変わらない事実であり、事業が終了した後も適切に管理し、学校園の教育活動に供することが妥当な対応であると考ええる。

そこで、本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、トライアルスクール推進委員会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則第193条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)を貼付するとともに備品台帳上でトライアルスクール推進委員会所有の明記が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理については、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。委託料で購入した備品の管理については、各学校園にて公費購入備品に準じて管理し、事業終了後も学校園の教育活動に供することができるよう、適切な方法について、検討をすすめております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見33】
回答所属	学校教育推進室
項目	備品等の購入のタイミングについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書128頁】

本事業の事業目的は「① 概要ア) 事業の内容」に記載したとおりである。このことから、本事業でトライアルスクール推進委員会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の取組みに供されることが適当である。しかし、表113の備品等の購入については、そのタイミングが年度末に近い時期になされており、どのような活動に供されたのか疑問に感じるものが見受けられた。

今後は、トライアルスクール推進委員会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。

表113 平成28年度本事業における年度末付近の支出

学校園名	内容
布施中学校	園芸用テーブル・イスセット(91,035円)を平成29年3月28日に購入している。
意岐部中学校	図書(100,000円)の一部を平成29年3月23日に購入している。
長瀬中学校	コピー用紙(17,081円)を平成29年3月30日に購入している。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

備品等の購入のタイミングについては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。

本事業に係る委託料については、申請書及び計画書に基づき、事業目的達成のために支出されるものです。引き続き学校園に対し、本事業の目的及び適正な事務執行について、周知徹底いたします。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見34】
回答所属	学校教育推進室
項目	愛ガード運動協力員の確保について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書132頁】

愛ガード運動は、「地域の子どもは地域で守る!」、「子どもの安全はみんなの力で!」を合言葉に子どもたちが安心して学校へ通学し、元気に学校生活を送ることができるようにするボランティア活動である。

子どもの安全確保を図るため、小学校区ごとに学校・家庭・地域が連携し、パトロールや見守り、あいさつ等の声掛けなどを実施している。

i) 見回り活動(パトロール・巡回・付添登下校等)

登下校時に地域・家庭の協力のもと通学路などの見回り活動としてパトロール、巡回等を行う。

ii) 見守り活動(あいさつ・声掛け運動等)

登下校時に地域・家庭の協力のもと散歩や植木の水遣り、掃除等の活動を行い、子どもたちにあいさつ等、声掛けをしながら見守りを行う。

iii) 交通安全活動(登下校時の安全確保等)

本事業は、町内会、老人会及びPTAなどで構成される各地域の愛ガード運動推進委員会(以下「推進委員会」という。)と東大阪市が委託契約を締結し、各推進委員会に愛ガード運動の実施を委託することで実施しているものである。各年度終了後において、これらの推進委員会から事業報告がなされるが、その事業報告の中で、多くの推進委員会が今後の課題として愛ガード運動協力員の成り手不足への不安について記載している。

学校教育推進室としてもこの状況は認識しており、学校から保護者へのお願い、学校だよりや市政だよりによって愛ガード運動協力員の宣伝・募集を積極的に行っている。しかし、現在の愛ガード運動協力員も既に高齢化が進んでおり、早晩、愛ガード運動協力員の人数も不足してくることが予想される。その上で、本制度を継続していこうとするならば、現在行っている愛ガード運動協力員の募集方法に加えて、より広範な関係者に声をかける工夫や本事業のやりがいや魅力を効果的にアピールする手段を検討していくことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

現在、行っている広報に加え、愛ガード運動全体研修会や各推進委員会等の機会においても行っております。今後も、効果的な愛ガード協力員の募集方法や広報について検討してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見35】
回答所属	学校教育推進室
項目	スクールサポーター等の活動形態について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書135頁】

スクールサポーター等の活用内容、資格要件及び謝金は、表120 のとおりである。

区分	スクールサポーター	スクール カウンセラー	スクールソーシャル ワーカー
活用内容	(1) 学校園の教育活動に関すること (2) 学力向上・学習補充に関すること (3) 生徒指導に関すること (4) 特別支援教育に関すること (5) 日本語指導に関すること (6) 中学校・高等学校における部活動に関すること (7) 進路指導・就職支援に関すること (8) その他、東大阪市教育委員会が認める事項に関すること	(1) 生徒、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言 (2) その他東大阪市教育委員会学校教育推進室長及び勤務先の学校長が認めるもの	(1) 学校園及び教育委員会、関係機関等とのコーディネート (2) 教職員研修等での講義及び模擬ケース会議などの実施 (3) 校園内及び幼小・中・高等学校が合同で実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング (4) スクールカウンセラーとの連携 (5) 教育委員会が主催する研修会等への参加 (6) その他、教育委員会が必要と認めること
資格要件	(1) 国公立諸学校園の教職員以外の者 (2) 当該項目について、専門的な知識・経験等を有する者 (3) 学校園の教育活動に理解を有し、教育に対する熱意を有する者 (4) 健康状態の良好な者 (5) プライバシーの保護に努めるなど、人権意識の高い者 (6) 大学生以上の年齢である者(高校生は不可)	(1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の資格を有する者 (2) スクールカウンセラーとして活動するために必要な熱意、識見を有し、健康な者	(1) 社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小中学校において相談・援助活動をした経験がある者 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者 (3) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者
謝金	1 時間につき1,000 円	1 時間につき5,200 円	1 時間につき3,500 円

スクールサポーター等については、「(1)特別支援教育推進事業」で述べた幼稚園支援員(118 ページ参照)と同様、いわゆる「有償ボランティア」であり、それぞれ表120 に記載した1時間当たりの謝金(報償費)が支払われるのみで、東大阪市はスクールサポーター等の通勤費や社会保険料を負担していない。

スクールサポーターの活動実態について、各学校園から毎年提出される『「スクールサポーター活用事業」年間報告書』により確認したところ、スクールサポーターは、今や学校現場において、なくてはならない存在となって状況となっていることを実感した。

そのような存在について、ボランティアを活用して配置する意義やその効果について理解することはできるが、ボランティアを前提とした制度設計は事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。

また、「有償ボランティア」をめぐっては、労働者との境界が明確でなく、活動内容が一般的な労働と変わらないものである場合には労働関係法規の潜脱となるなどの問題点が指摘されていることについては、前述のとおりである。

近隣市町村においても、スクールサポーター等については、同様に「有償ボランティア」によっている場合が多い状況にあるが、事業の継続性や安定性を向上させる観点から、近隣市町村の動向も踏まえながら、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

スクールサポーター等の有償ボランティアについては、本市のみならず他自治体においても、学校園現場になくてはならない存在となっておりますものと認識しています。

しかしながら、労働者との境界が明確ではないとの一般的な指摘もあることを踏まえ、適切な運用のあり方について検討しております。具体的には、有償ボランティアであるスクールサポーターと非常勤嘱託員の違いを明確にするとともに、同一日に兼ねることはできないことを平成30年3月18日に開催された教育施策連絡会において周知及び指導いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見36】
回答所属	学校教育推進室
項目	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書138頁】

本事業は、市立中学校及び高等学校のクラブ活動の運営に要する経費について、各学校に補助金を交付するものである。補助対象経費の内容は表123 のようになっている。

表123 クラブ活動運営費補助事業の補助対象経費

(1) 補助対象経費として認められるもの (クラブ活動全体に係る経費)	例1. 備品、消耗品 例2. 備品(楽器等)運搬費、修理費 例3. 大会参加費、登録費、施設借上げ費等
(2) 補助対象経費として認められないもの (個人に還る経費)	例1. 個人への飲食代、交通費 例2. 個人の所有物(ユニフォーム等)となるもの

(出典: 東大阪市クラブ活動運営費補助金交付要綱)

表123 に記載したとおり、学校ではクラブ活動に供するための備品を本事業の補助金を利用して購入する場合があるが、学校教育推進室においてはこのような備品について各学校がどのように管理するか指導しておらず、各学校が独自の判断で管理している状況である。

本年度の包括外部監査においては一部の学校について実地監査を実施している。その中には、本事業によって購入した備品を他の公費によって購入した備品と区別して管理している学校も見られた。一方で、そのような区別が全ての学校においてなされているかについては、学校教育推進室においても把握していない。

このように本事業で購入した備品の管理方針が統一的に定められていないことは、以下のような問題につながると考えられる。

例えば、本事業で購入した備品の修繕費は本事業の補助金から充当すべきであるが、他の公費によって購入した備品と区別せず管理している場合、どれが本事業で購入した備品かわからなくなる。もし、本事業で購入し壊れてしまった備品を公費で修繕しても良いのであれば、全て公費で購入すればよいのであり、もはや本事業の意義はなくなってしまう。

この他にも、当該備品を廃棄する場合の手続きや紛失した場合の責任など、区別せずに管理することで様々な現場レベルの混乱を来たすおそれがある。

したがって、本事業で購入した備品と他の公費によって購入した備品は区別して管理し、東大阪市財務規則第193条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)の貼付及び備品台帳上での本事業による取得について明記することが必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理については、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明および指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送付しています。本補助金の活用については、クラブ活動全体に係る経費として認めているものであり、その多くが備品購入に充てられている状況です。ご意見にあるように、公費による備品と区別した管理について、具体的な方法を周知できるよう、検討・整理しています。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見37】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書141頁】

学校園教育活動支援事業は、各学校園内に組織された学校園教育活動研究会(以下「研究会」という。)の長への委託という形で実施されている。この研究会の長は学校園長が務めることとなっている。

委託契約による事業の内容や目的、取組み例などは表127 のとおりである。

表127 学校園教育活動支援事業の内容

事業内容	目的	取組み例
(1) 教職員の資質の向上に関する事	・教職員の教科・領域に関する専門知識の深化 ・指導力の向上	・校園内研修 ・各教科・領域の研究会への参加 ・研究に関する先進校園視察
(2) 生徒指導等に関する事	・問題に即したきめ細かい指導の推進 ・生徒指導活動の充実と円滑化	・関係機関との連絡調整 ・生徒指導に係る研修、防犯教室、CAP等 ・校園区内巡回、巡視活動 ・校園内環境整備 ・生徒指導対応
(3) 学校園の外部評価に関する事	・保護者や地域の信頼に応える開かれた学校園づくりの推進	・評議員等の会議運営他 ・学校教育自己診断 ・有識者等による第三者評価
(4) 地域連携に関する事	・保護者や地域等に対する説明責任の推進	・適切、定期的な情報提供 ・地域人材の活用 ・オープンスクール等、授業公開、学校園公開 ・校園区内交流事業
(5) 校種間連携に関する事	・中学校区における学校園の教職員及び園児・児童・生徒間交流や連携の推進	・校園区内会議、研修 ・園児・児童・生徒の交流事業 ・教職員の共同研究活動

(出典:「平成28年度学校園教育活動支援事業実施要領」)

表127の事業内容は、教員が学校園において日々従事している教育活動と重なる部分が少ないからあるのではないかと考えられるため、本事業の支出内容が、通常の教育活動にかかる経費なのか、特定の事業のための経費なのか見分けが付きにくい場合もある。

このことは、学校園とは別の任意団体である研究会が学校園における通常の教育活動にかかる費用を負担していることになる可能性があるという問題につながると考える。

義務教育にかかる費用は公費で賄うべきであるという原則に立てば、小学校及び中学校における教育活動の費用は公費で賄うべきという結論になる。

また、幼稚園及び高等学校についても、通常の教育活動にかかる費用は設置者である東大阪府が負担すべきものである。

したがって、このような研究会に対して委託を行うことは、学校園で日常実施されている教育活動とは異なる特定の目的をもった教育活動を実施することに限定して認められるべきである。

このような問題は、本事業の内容及び目的が学校園の現場で行われている日々の業務とかなりの部分で重複しているため、本事業に係る事務が教員としての本来業務なのか研究会の業務なのか判然としないために生じている。

学校教育推進室としては、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、教員の本来業務との重複部分をなくすよう検討する必要がある。また、学校園における通常の教育活動に係る費用については施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出については、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。本事業の支出内容が、通常の教育活動にかかる経費なのか特定の事業のための経費なのか見分けがつきにくい場合もあるというご意見については、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、教員の本来業務との重複部分をなくすよう検討を進めております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見38】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書142頁】

本意見は「(3)学びのトライアル事業」における意見「イ)トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について【意見32】」(127 ページ)に記載したものと同様の内容である。

各学校園に組織された研究会は、学校園教育活動支援事業に係る委託料から消耗品の購入費用、講師の謝礼、研修に赴く際の交通費などを支出している。

加えて、学校園によってはその委託料の中から、支出した翌年度以降も使用できるような備品を購入している場合がある。

このような備品は、厳密に言えば研究会という学校園とは別の任意団体が所有する資産である。学校教育推進室は、このような備品について本事業終了後の年度において各学校園がどのように管理するか指導しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。

おそらく、多くの備品については、学校園が公費にて通常購入した資産と同様の管理をしていると考えられるが、このような状態は学校園とは別の任意団体が所有する資産の借用に当たするため、適切な手続きが必要なはずである。

一方で、購入原資が公金であることも事実であり、事業が終了した後も適切に管理し、学校園の教育活動に供することが妥当な対応であると考ええる。

そこで、本事業で購入し翌年度以降も継続して使用できる備品については、研究会の所有を明確にした上で各学校園にて公費購入備品に準じて管理することが適切である。具体的には、東大阪市財務規則第193条の規定に準じて、当該備品への備品整理票(シール等)の貼付及び備品台帳上での研究会所有の明記が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理については、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。委託料で購入した備品の管理については、各学校園にて公費購入備品に準じて管理し、事業終了後も学校園の教育活動に供することができるよう、適切な方法について、検討をすすめております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見39】
回答所属	学校教育推進室
項目	消耗品等の購入のタイミングについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書143頁】

本意見は「(3)学びのトライアル事業」における意見「ウ)備品等の購入のタイミングについて【意見33】」(128 ページ)に記載したものと同様の内容である。

学校園教育活動支援事業で研究会に支払われた委託料は、本来的にはその年度の取組みに供されることが適当である。しかしながら、表128 のように、委託料による消耗品等の購入のタイミングが年度末に近い時期になされておりどのような活動に供されたのか疑問に感じるものが見受けられた。

表128 平成28 年度本事業における年度末付近の支出

学校園名	内容
石切小学校	平成29 年3 月28 日に通知表用紙53,206 円、3 月29 日にトナー8,340 円、印刷インク49,896 円、プリンター用インク及び紙46,718 円、3 月30 日にトナー48,440 円を購入している。
縄手東小学校	平成29 年3 月15 日にファイル5,900 円、デジカメ32,140 円、3月17 日に学級づくり等関係書30,000 円、教科研究図書20,000円、教科研究図書23,900円、21 日にチェストタイマー18,443 円を購入している。
森河内小学校	平成29 年3 月22 日にインクカートリッジ11,558 円、ファイル12,000 円を購入している。

今後は、研究会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。

また、石切小学校の「通知表用紙53,206 円」については、学校園における通常の教育活動に係る費用であり、「ア)学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について【意見37】」で述べたように、本来は、施設整備課から学校園に配当される予算から支出すべきものである。

なお、平成26 年度包括外部監査「一般会計等における委託料に係る事務の執行について」において、学校教育推進室の所管する委託料も監査対象となっている。平成26 年度包括外部監査では、「【意見59】学校園教育活動支援事業委託の支出範囲の検証と完了確認・評価について」(165 ページ)として、本事業に関連して次のとおり記載されている。

【平成26 年度包括外部監査報告書抜粋】

本委託料は「東大阪市立幼稚園・小中高等学校(以下、「学校園」という。)における教育目標の達成、学校園の活性化を図り、諸課題に対し、学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高める」ことを目的として支出されており、その使途については各研究会に一定の裁量が与えられている。これにより、各学校園は各々の教育課題に対する支出内容を広範囲に解釈することも可能となっている。

よって、少なくとも本市で行う実績確認、評価について、現在実施されている「領収書等支出を証明する書類の写しを求め、報告された収支報告書・事業報告書の内容と照らし合わせて適正な支出がなされているかの確認」だけでなく、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出を行っているかを厳格に検証することが望ましい。

また学校園が抱える課題や重点目標は、各学校園だけでなくPTAや地域住民が一体となって取り組むことで、より効果が期待できるものと考えられる。そのため、本件における各学校園の計画や支出内容を公表し、その必要性や重要性に関して、これら関係者の協力を得ることも有用ではないかと考える。

上記の意見に対しては、平成28年9月末現在の措置状況報告において「未措置」とされているが、今後、学校教育推進室において、本年度の包括外部監査における意見も参考にし、具体的な措置を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

消耗品等の購入のタイミングについては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。

本事業に係る委託料については、申請書及び計画書に基づき、事業目的達成のために支出されるものです。引き続き学校園に対し、本事業の目的及び適正な事務執行について、周知徹底いたします。また、各学校園が計画に基づいた適切な支出範囲の支出が行える手法について検討を行います。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見40】
回答所属	学校教育推進室
項目	負担金等の金額の妥当性について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書146頁】

「①概要ア)事業の内容」に記載のとおり、本事業には全国又は大阪府内にある学校教育関係の任意団体に加入あるいは加盟するための負担金又は会費、さらには研修会の参加費用など(以下「負担金等」という。)が含まれている。

平成28年度の各団体への負担金等は、小中学校に係るものが55団体に対し合計で7,716千円であり、また、日新高等学校に係るものが25団体に対し403千円であった。

学校教育推進室では、全ての団体から毎年事業報告を入手し、これを保管している。また、負担金等の金額は、会則又は規約に記載されているとおりで適正に処理されていた。

一方で、そもそもの負担金等の金額については、その妥当性に疑義があると思われるものが見受けられた。

表131 市が負担金等を支払っている団体(一部)の収支状況

(単位:千円)

区分	全国英語科・国際科高等学校長会	全国都市立高等学校長会	大阪府高等学校国語研究会	大阪府高等学校定時制通信制教育振興会	大阪府高等学校定時制通信制教頭協会	大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会
負担金等の額(年額)	5,000円	11,000円	7,200円	11,950円	5,000円	52,000円
収入額	1,380	4,314	1,192	1,501	321	1,581
前年度繰越額	610	1,580	493	518	226	597
負担金等収入	770	2,734	698	872	95	983
その他収入	0	0	0	111	0	0
支出額	672	2,631	580	839	61	775
収支差額 (次年度繰越額) B	708	1,682	611	662	260	805
負担金等収入に対する次年度繰越額の割合(B/A)	91.90%	61.50%	87.50%	75.90%	273.70%	81.90%

(出典:各団体の事業報告又は会計報告による。)

前述したとおり、全部で80の団体に対する負担金等をほぼ毎年支払っているが、表131に記載した6つの団体は、その中でも特に「負担金等収入に対する次年度繰越額の割合」が高い団体である。この割合が100%になると負担金等による収入と同額を次年度に繰り越していることとなるが、100%を超えていなくとも負担金等の金額が活動実態に見合わず高く設定されているため、次年度繰越額が毎年少しずつ増加していく傾向がある。

表131 の6 団体の事業報告を閲覧すると各団体ともに活動実態はあるが、いずれの団体に対する負担金等も会則や規約で一律に定められており、毎年の収支差額を反映して柔軟に設定することは困難である。しかし、各学校園が当該団体の会員(構成員)であるから会則や規約そのものを変更する提案をすることは可能なはずである。

表131 の6 団体に対する負担金等の年間支払額は、多くて52,000 円であるが、80 団体の中には数10 万円というものもある。事業報告等の情報を収集した上で、このような負担金等の金額の妥当性も検証して、妥当でないと判断した場合には、団体に対し会則や規約を変更して負担金等の金額を是正するよう要望されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済み)】

負担金等の金額の妥当性に係るご意見については、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。ご意見にもあるとおり、各団体ともに負担金等が会則や規約で一律に定められており、負担金の金額を柔軟に設定することは困難ではありますが、必要がある場合には、各学校園を通じて各団体に対し負担金のあり方等につき協議するよう働きかけてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果16】
回答所属	学校教育推進室
項目	KWM モデル事業に係る委託業務の見積書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書150頁】

学校教育推進室では、表135 及び136 のとおり、KWM モデル事業のうち、KWMモデル事業用システムの導入やシステム保守に係る委託契約を行っている。契約の相手方は、支援ツールの独占的使用権を有する株式会社Key Word Labであり自治令第167 条の2 第1 項第2 号による随意契約である。

表136 学校教育推進室におけるKWM に係る委託契約の概要

件名	相手先	委託料(円)
KWM モデル事業に係る機器等選定・調達業務	株式会社Key Word Lab	432,000
KWM モデル事業用システムの導入・管理業務	株式会社Key Word Lab	3,240,000
KWM モデル事業に係る研究・研修等業務	株式会社Key Word Lab	3,510,000

本件契約に関わる見積書には、「KWM モデル事業に係る機器等選定・調達業務一式432,000 円」、「KWM モデル事業用システムの導入・管理業務一式3,240,000 円」及び「KWM モデル事業に係る研究・研修等業務一式3,510,000 円」と一括して記載されており、業務内容に係る項目ごとの詳細な見積額は記載されていない。随意契約といえども、金額の妥当性について検証する必要があるため、詳細な見積りを入手する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】

頂きましたご意見を踏まえ、今後は詳細な見積りを入手してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見41】
回答所属	教育センター
項目	電話相談の受付状況について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書156頁】

直近5年間における電話相談の受付状況は表144のとおり、減少傾向にある。平成28年度は「いじめ・悩み110番」、「子どもの悩み相談」の合計でも、年間を平均すると1日当たり1件を下回っている。

表144 電話相談の受付状況の年次推移

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
いじめ・悩み 110番	28	52	39	66	29
子どもの悩み 相談	309	344	302	255	236
合計	337	396	341	321	265
相談者別内訳					
児童・生徒	26	51	25	36	20
保護者	259	326	288	230	235
その他	52	19	28	55	10

特に児童・生徒からの電話相談受付件数が減少しており、いじめその他子どもが抱える悩みの早期発見・早期対応という目的を達成しているかが問題となる。ここで、事業実績の減少は、そのまま事業成果の達成度合いが下がっていると捉えるべきではない。なぜなら、電話相談の受付状況という事業実績の減少は、いじめ・悩みや子どもの悩みに対する他の対応策にシフトした結果とも捉えることができるし、さらに、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものを減少させるという事業の目標が達成しつつある結果である可能性も考えられるからである。よって、まずは、受付実績の減少の理由を把握する必要がある。

この点、まず他の対応策へのシフトについては、教育センターにおける来所相談と派遣相談の実施状況は表145のように、平成27年度から28年度にかけては減少している。よって、他の対応策へのシフトによる電話相談件数の減少とは考えにくい。

表145 来所相談と派遣相談の実施状況の年次推移

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来所相談	4,569	5,204	5,430	5,182	4,444
派遣相談	3,473	4,650	4,464	5,039	4,946

また、東大阪市の現状及び社会情勢の変化等を踏まえると、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものが減少したため電話相談受付件数が減少したと推測することにも無理がある。

以上より、教育センターとしては、今後もいじめ・悩み、子どもの悩みをもった児童・生徒、保護者に対し電話相談の方法があることへの周知に努める必要がある。また、電話相談受付件数が減少傾向にあることを受けて、平成29年度から受付時間が短縮されているが、その代替として受付手段の多様化についても検討する必要がある。

なお、受付手段の多様化に関しては、子どものコミュニケーション手段としては近年、電話よりも無料対話アプリ等のSNSが中心となっている。これに対応し、文部科学省はSNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループを設置し「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告)」(平成29年8月28日)を公表した。本中間報告では、音声通話のみならずSNSを活用した相談体制の構築が強く求められているとしている。教育センターにおいても、大阪府や府内市町村の動向も踏まえながら、東大阪市の児童・生徒がSNSを利用して悩みを相談できるような仕組み作りを検討する必要があると考える。

一方、保護者その他の市民からの相談については依然、電話も重要な手段であり、SNSと電話とのバランスにも配慮を要すると考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

電話相談の周知につきましては、子育て支援や各種相談窓口のパンフレット等に電話番号を掲載している他、学校園を通じて4月と10月の年2回、各家庭にチラシを配布しています。今後チラシの配布を夏休みなど長期休暇の前後の悩みが増えると考えられる時期に行うなど、その方法を改善してまいります。またSNSによる相談に関しましては、LINE相談として大阪府教育センターが実施しており、東大阪市内の市立中学校、日新高等学校も対象となっております。LINEに登録する際のQRコードは東大阪教育センターを通じて配布しておりますが、登録者数が非常に少ないことから、学校を通じて生徒に登録を呼びかけ、必要な時にいつでも相談できる体制を整えてもらうように働きかけてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見42】
回答所属	教育センター
項目	警備業務の委託内容について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書159頁】

教育センターと適応指導教室とは場所が離れており、それぞれ警備業務を別の業者に委託している(表148 参照)。いずれも夜間及び休日の警備を委託する内容である。

表148 警備業務委託契約の状況

【教育センター】

契約名	警備業務委託契約
契約先	株式会社大軌
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
契約金額	259,200 円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2 第1項第1号)

【適応指導教室】

契約名	警備業務委託契約
契約先	セコム株式会社
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
契約金額	265,680 円
契約方法	随意契約(自治令第167条の2 第1項第1号)

これら2件の契約について契約書類関係を一覧したところ、表149のとおり、仕様書及び報告書の記載が異なっていた。全体的にセコム株式会社のほうが詳細な内容となっている。

警備対象場所	教育センター	適応指導教室
契約先	株式会社大軌	セコム株式会社
仕様書の構成	A4版1ページ	A4版9ページ
委託業務の内容	火災・盗難異常事態の感知 事故確知時における関係先への通 報・連絡 警備実施事項の報告	防犯サービス第1条～第9条 火災監視サービス第1条～第8条 巡回サービス第1条～第5条 協定事項第1条～第6条
設置機器の明細表	なし	あり
設置機器の配置図	なし	あり
報告書の記載方法	日次で「異常なし」のみ	日次で点検項目ごとに異常の有無を記載

株式会社大軌は教育センターの警備機器を設置した業者とのことであるが、セコム株式会社と比較した場合、委託業務の内容や範囲が明確でなく報告内容も簡易である。

教育センターと適応指導教室とは平成30年度に旧永和小学校跡地に移転統合する予定である。ただし、現在の施設は当面の間、教育センターで管理することとなっている。遊休となった施設では、管理が行き届かない場合、たばこの不始末等による火災、ごみの不法投棄、不審者や小動物の侵入、害虫の発生等、様々な好ましくない事象が発生しかねない。

したがって、移転後においても、現在の教育センター及び適応指導教室の両施設の警備についてはその要求水準を明らかにした上で、より詳細かつ実効的な委託内容とする必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】
ご指摘を踏まえ、平成30年度より仕様書の構成をより詳細にして記載しました。今後とも実効的な委託内容となるように努めます。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見43】
回答所属	教育センター
項目	教育センター図書・資料の利用方法について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書160頁】

教育センターでは教育に関する図書・資料の収集及び作成を行い、教職員の利用に供している。教職員が学校園においても教育センターの蔵書を検索できるよう、各学校園の校務用パソコンには教育センターの蔵書検索が可能な図書システムを備えている。また、教育センターには図書システム用パソコン1台が配置されており、平成28年度に図書システム用パソコン借上料及びシステム保守点検業務委託料として341,343円を計上した。なお、平成29年度からは図書システム用パソコンのリース期間終了により、システム保守点検業務委託料の12,960円のみ計上している一方、実際の図書・資料の貸出と返却は原則として教育センターで行うこととされている。教職員が多忙な勤務の合間に貸出し・返却のために教育センターへ来所することはなかなか難しいため、利用率は低い。平成28年度の図書・資料の貸出実績は表150のとおりであるが、平成28年度末の図書・資料数19,953点に対し教職員向け貸出数は0.72%、教育センター職員向けを含む貸出総数でみても2.47%となっている。また、来所による受渡しが困難な場合、いったん貸し出された図書・資料が長期間返却されずに、次の利用の妨げとなってしまっておそれもある。

表150 教育センター図書・資料の貸出実績

(単位:点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸出総数	141	257	493
外部貸出(教職員向け)(内)	18	26	144

教育センターでは、平成27年度の監査委員監査において、図書システムにかかる費用に対して貸出数が少ないことを指摘されたことから、初任者に対して図書システムの蔵書検索方法を周知するため研修内で資料を配布するとともに、近年では教職員の利便性向上のために教職員研修の会場(現状、教育センターが手狭なため外部の会場で研修を実施している)での受渡しも行うようにしていること、平成30年度の移転後は教育センターで教職員研修を実施できるようになるため、受渡しがしやすくなるとの説明を受けた。ただし、その場合であっても、来所による受渡しを原則とするという点には変わりがない。

ここで、学校園連絡室と市立学校園間において文書を定期的に集配する体制として、教育総務部総務課(現教育管理課)の委託事業である「東大阪市立学校園文書等集配業務」があり、教育センターもその集配先に含まれている。

教育センターとしては、図書・資料の受渡しのためにこの集配業務を利用することについては、集配物に大きさの制限があり、また、紛失した際の責任の所在が不明になることや、教育センターと教職員との間の受渡しだけでなく教職員どうしの貸し借りに使われ、紛失の懸念があるため、実現に至っていないとのことである。

蔵書検索が可能であっても受渡しが不便であると、せっかくの専門的な図書・資料が活用されにくいままになってしまう。「東大阪市立学校園文書等集配業務」の活用その他の方法により来所しなくても受渡しが可能となるよう、検討を進める必要があると考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（未措置）】

平成30年度は、新しい教育センターの建物での研修が格段に増え、教育センターに訪れる教職員の数が大幅に増加しました。その結果、平成29年度の外部貸出99件に対し、平成30年度は192件になりました。直接来所以外の方法での貸出・返却は、現段階では難しいと考えますが、新刊の本の周知なども工夫し、研修の際にひとりでも多くの教職員に教育に関する図書・資料を利用してもらうように努めてまいります。

尚、ご指摘いただいた点については、現在の「東大阪市立学校園文書等集配業務」は、公文書の集配を想定しており、図書のやりとりで利用することは想定されておりません。引き続き貸出・返却は直接来所で行うことといたします。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果17】
回答所属	教育センター
項目	委託研究に関する見積りの入手について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書163頁】

「6. 学校教育推進室(9)学校建設事業(教育用コンピュータ等整備)」(148 ページ)で述べたとおり、KWM に関連する予算の執行については、学校教育推進室と教育センターにおいて行われている。

教育センターでは、国立大学法人九州工業大学と「キーワードを用いたICT学習支援ツールの活用に関する共同研究」に係る契約を締結している。本件共同研究は、ICT 学習支援ツール「Key Words Meeting システム」を用いて学習の可視化と授業改善方策について共同研究を行うものであり、その概要は、表153 のとおりである。なお、本件共同研究は、平成28 年度に開始し、平成29年度も継続している。平成28 年度は小阪中学校に当該システムを試験的に導入した。

表153 共同研究に係る委託契約の状況

契約名	キーワードを用いたICT 学習支援ツールの活用に関する共同研究
契約先	国立大学法人九州工業大学
契約期間	平成28 年8 月22 日～平成29 年3 月31 日
契約金額	2,786,400 円
契約方法	随意契約(自治令第167 条の2 第1 項第2 号)

共同研究契約書を閲覧したところ、東大阪市が負担する研究経費として直接経費2,322,000 円、間接経費464,400 円(直接経費の20%に相当)が定められているが、直接経費の内容や内訳金額は記載されていなかった。すなわち、契約段階で直接経費の内訳が明確でないまま契約を締結したことになる。

また、契約前における相手方からの見積書の入手についても行われていなかったとのことである。

共同研究契約書第5 条に基づいて九州工業大学から提出された実績報告書には、直接経費と間接経費の内容として表154 のとおり記載があった。実績報告書に添付された直接経費の支出明細を閲覧したところ、表154 の記載に整合しないものは見受けられなかった。しかし、見積書が入手されておらず、契約書上に直接経費の内訳が明確に記載されていないため、支出予算と実績の対比ができず、結果的に当該支出が適切であったかどうかの検証が行えない状況のまま、平成29 年4 月25 日付けの支出命令書をもって契約金額が支出された。

表154 九州工業大学との共同研究における直接経費と間接経費

直接経費	共同研究遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品・設備等購入費、光熱水料等の直接的な経費
間接経費	研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費

したがって、本件共同研究について、契約締結前に見積書を入手するとともに、直接経費の内訳を契約書上明記するなど、直接経費の内訳を明確化した上で支出する必要があったものとする。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (措置済)】

KWMに関する事業は平成30年度で終結いたします。平成30年度の契約については見積書を入力しております。指摘を踏まえ、今後同様の契約を締結する際には、契約前に事前に見積書を入力すると共に、直接経費につきましても、契約書上に明確な内訳の記載を求めるなどした上で、契約を締結するよう努めてまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果18】
回答所属	施設整備課
項目	個人的な立替えによる切手の購入について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書169頁】

学校園においては、年度当初に施設整備課から受け入れた切手を1年間にわたり使用し、その使用状況を切手受払簿に記録し、年度末に施設整備課に精算報告を行うこととされている。

この点、実地監査を行った学校において、平成28年度末において、発送すべき郵便物があったが切手の在庫がゼロとなっていたため、事務職員が切手代を立て替えていたものがあり、切手受払簿においては平成29年4月1日に立替えの記録が残されていた。

事務職員に質問したところ、年度末には切手が不足することがあり、自宅にあった切手を学校に持ち込んで使用することもあったとのことである。また、事務職員が立替えにより切手を購入した場合は郵便局の領収書により立替額を示すことができるが、自宅から持ち込んだ場合には金額の立証ができないため、精算されないままとなっているとのことである。

職員の個人的な立替えによる切手の購入は避ける必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（一部措置済）】

ご指摘を踏まえ、平成30年12月10日付けで「切手の取扱いについて(通知)」を各学校園に通知しました。この通知は、「切手の取扱いは現金同様に厳正に行うこと、切手を購入するに当たり切手受払簿を備え付けること、取扱いの度に受払簿に受払状況を記帳して残高との一致を確認すること、月ごとに計及び累計を記帳して複数の職員で記載内容の確認をして決裁をとること、切手の保管については安全性の高い場所にて行うこと」という内容にしてあります。今後も切手の使用に関しては、適切に取り扱うよう各学校園に周知徹底を図ってまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見44】
回答所属	施設整備課
項目	日新高等学校におけるLAN 配線業務委託に係る仕様書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書169頁】

日新高等学校において、表160 のとおり、施設整備課から執行委任を受け、平成28年7月11日に「東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN 配線業務委託契約」が締結されている。

表160 東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN 配線業務委託契約の概要

契約名	東大阪市立日新高等学校耐震工事に伴うLAN 配線業務委託契約
契約先	株式会社内田洋行
契約期間	平成28年7月11日から平成29年2月28日まで
契約金額	5,346,000 円
予算科目	(項)高等学校費(事業)日新高等学校整備事業 (節)委託料
契約方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)

この契約により学校の耐震補強工事に伴う校務用及び庁内用のネットワーク機器の移設・復旧工事を行っているが、仕様書に記載されている作業内容は、表161 のとおりである。

表161 仕様書における業務内容の抜粋

校務用ネットワークについての作業	庁内用ネットワークについての作業
1 サーバ室～PC 準備室～屋上～定時制職員室 ・光ケーブル1条(8芯)配線工事(略)	1 サーバ室～PC 準備室～屋上～定時制職員室 ・光ケーブル1条(8芯)配線工事
5 図書室～事務室、校長室、小会議室 ・UTP ケーブル3条、配管工事、土間貫通2箇所	・メディアコンバータ取付(略) 3 図書室～事務室、校長室、小会議室 ・UTP ケーブル4条配線工事

また、見積書も表161に記載の「校務用ネットワークについての作業」及び「庁内用ネットワークについての作業」のほか、「現場管理費」の項目ごとに一式の金額が記載されているだけで、その内訳は記載されていない。

このように、仕様書及び見積書が具体的内容の乏しいものとなっているため、金額の妥当性を確認することが困難な状況となっていた。したがって、今後、同様の契約を行う際には、仕様書については工事前後の配線図を盛り込むなど具体的な記載内容とし、見積書についても項目ごとの一式金額ではなく、その内訳について「単価×数量」などの記載のあるもの入手しておくことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】

今後、LAN配線業務委託等を実施する場合は、ご指摘を踏まえ、仕様書・見積書をできるだけ具体的な内容とし、金額の妥当性を把握できるように努めてまいります。なお平成30年度において同様の業務委託はありませんでした。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果19】
回答所属	施設整備課
項目	備品管理の適正化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書173頁】

前述(学校園では、平成17年度以降に取得した備品については、備品購入費の執行により、財務会計システム上、自動的に作成される備品シールを備品整理票としているが、平成16年度以前に取得した備品については、財務会計システムへの登録は行われておらず、手書きの備品整理票と一品一葉の形式による備品台帳(カード)による管理が行われている。なお、平成16年以前に取得した備品に係る備品台帳(カード)については、2部作成され、それぞれ学校園と施設整備課にて保管されている。)のとおり、備品管理については、平成16年度以前取得分と平成17年度以降取得分で、管理手法が異なっているが、両者を比較すると、表163のとおりである。

	平成16年以前取得分 備品台帳(カード)	平成17年度以降取得分 財務会計システム
管理手法		
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の区分ごとにアルファベットによる区分が設けられ、この区分ごとにファイリングすることで、教科等の担当教職員が管理すべき備品の範囲を網羅的に把握することができる。 ・設置場所を備品台帳(カード)に記載しておくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上に登録されているため、各学校園と施設整備課の間でデータに齟齬が生じることがない。 ・システム上のデータを表計算ソフト上で加工でき、品名等の検索を容易に行うことができる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園からの廃棄処理等の報告が漏れるなどして、各学校園で管理している備品台帳(カード)と施設整備課で管理している台帳の間で齟齬が生じる可能性がある。 ・一覧性に欠けるので、現物の現物棚卸しには利用しにくい。 ・紙ベースであるため、品名等の検索が容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム上、割り当てられた備品分類番号の意味が学校園において十分に認識されておらず、教科等の区分による管理が十分に行われない傾向がある。 ・備品シールに規格(品番等)が表示されない。 ・設置場所が学校園名で登録されており、データ上、設置場所の特定ができない。

このように、2つの管理手法にはそれぞれ長所、短所があるが、現物と備品台帳(カード)又は財務会計システムに登録されたデータの整合性を確保するためには、いずれの管理手法においても、定期的に帳簿上の記録と現物を照合する棚卸しの実施が必要不可欠となる。

しかし、備品台帳(カード)の更新が滞っていたり、財務会計システム上の備品データについての認識が十分でなかったりして、棚卸しを実施していない学校も見受けられた。

また、実地監査を行った学校における備品管理の実態をみると、以下のように、その取組み状況は様々となっている状況であり、適正化する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（一部措置済）】

ご指摘を踏まえまして、財務会計システムでの短所(備品シールに規格(品番等)が表示されない等)の調整及び紙カードの財務会計システムへの登録の必要性を精査しております。備品部類番号の意味を各学校園に確認していただくため毎年各学校園に配布しております「学校園予算執行の手引き」に、「平成17年度以降備品分類表」を追記いたしました。また、その手引きの中に各学校園に備品管理を適正におこなっていただくように文言を追加いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果20】
回答所属	教職員課
項目	毒劇物管理の適正化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書175頁】

学校園の理科準備室等における毒劇物の管理については、施錠のできる薬品庫で保管するとともに、使用の都度、管理台帳に記録することとされている。

この点、実地監査を行った学校における管理状況は概ね適切に行われていたものの、硫酸以外は無施錠で保管されており、管理台帳も古いノートがあるだけで最近の使用状況が不明となっている学校が見受けられた。

理科準備室には児童・生徒の入室はないとのことであるが、毒劇物の管理は管理台帳により日常的に使用量、残量を把握するとともに、定期的に在庫確認を行うなど、厳格に行う必要がある。

教育委員会においても、同様の改善すべき事象が他の学校園において発生していないか把握し、学校園に対して注意喚起する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

平成31年3月に各学校園に対して毒劇物管理の適正化を求める通知を行い、管理台帳により日常的に使用量、残量を把握するとともに、定期的に在庫確認を行うなど、適正な管理に努めるよう通知いたしました。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果21】
回答所属	学校教育推進室
項目	現金及び預金の管理の厳格化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書178頁】

徴収金マニュアルにおける留意事項のうち、「(3)文書主義の確立と事務執行体制の適正化・透明化」では、次のとおり記載されている。

○徴収金の事務処理は、保護者への説明責任を果たす上からも、原則として文書(実施起案、収入・支出調書作成、金銭出納簿の作成、決算書の作成等)により、起案決裁を行い、その手続き過程を明らかにしておく必要がある。

学校徴収金は原則として口座振替により徴収しているが、口座振替が不能となった場合には現金により徴収しており、学校によっては、一部の学校徴収金について現金により徴収している場合もある。また、物品の納入業者等への支払いに備えて、事前に現金を用意しておく場合がある。なお、預金の口座については、学年及び学校徴収金の費目別に複数開設しているのが通常である。このように、各学校園において徴収した学校徴収金の残高は、現金又は預金として保管されることとなることから、徴収金マニュアルにいう「金銭出納簿」は、現金及び預金のそれぞれについて、日々の動きを記録する現金出納簿及び預金出納簿を適切に作成することが必要となる。

しかし、徴収金マニュアルには、文書の作成例として、学校徴収金執行計画(案)、起案書、物品購入伺、支出命令書の4つが示されているものの、金銭出納簿の作成例が示されていないこともあり、次のように、実地監査を行った学校において、現金及び預金の管理水準に違いが見受けられた。

- ・預金出納簿は作成されているものの、現金出納簿が作成されていないため、現金による学校徴収金の徴収や納入業者等への支払いの経過が不明となっている。
- ・預金出納簿は作成されているものの、他の費目からの流用などにより、実際の預金残高と一致していない。
- ・現金と預金を合算した金銭出納簿が作成されているが、未納分を含め、徴収すべき金額が記帳されているため、実際の残高と一致しない。

また、徴収金マニュアルにおける参考例として示された起案書等の様式には、校園長による決裁欄が設けられており、運用上も概ね校園長による決裁が行われていた。しかし、金銭出納簿については、作成されている学校においても校園長による確認が行われていなかった。

したがって、学校徴収金に係る現金出納簿及び預金出納簿を費目ごとに適切に作成した上で、校園長が定期的に現金及び預金の実際の残高と一致していることを確認する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

現金及び預金の管理の厳格化につきましては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。今後も、適切な事務処理について指導してまいります。また、校園長による定期的な確認等、実情に応じた学校徴収金マニュアルの見直しを検討しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見45】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

現金により学校徴収金を徴収したり、納入業者等へ支払ったりする場合、学校園に現金が保管されることとなり、その紛失や盗難のリスクを低減する対策が必要となる。このためには、学校園における多額の現金の保管を可能な限り避ける必要があり、例えば、徴収した学校徴収金について、一定額に達した場合には必ず預金に入金する、納入業者等への支払いについて、集金の直前に預金から出金する、又は、振込みによる支払いを要請するなどの対策が考えられる。

また、実地監査を行った学校の中で、預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合が見受けられた。預金通帳と印鑑を同じ場所に保管している場合、同一人が持ち出すことが可能となり、不正が発生するリスクが高いといえる。したがって、預金通帳と印鑑はそれぞれ別の管理責任者を置き、別の場所に保管することとし、相互牽制を働かせることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理につきましては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。今後も引き続き、ご指摘を踏まえ、適切な事務処理が実施できるよう指導してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見46】
回答所属	学校教育推進室
項目	物品の検収時の取扱いについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

公費により購入した物品については、納品書に事務職員等及び校園長が押印することにより、検収手続きが行われている。一方、学校徴収金により購入した物品についての検収手続きについては明確にルール化されておらず、検収した記録が残されていないものが見受けられた。

この点、徴収金マニュアルでは、公費同様の適正な事務執行を行うことを求めていることから、学校徴収金により購入した物品についても、公費により購入した物品に準じて、事務職員等及び校園長による検収を行うこととし、その記録を残しておくことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（一部措置済）】

物品の検収時の取扱いにつきましては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。今回のご指摘を踏まえ、検収手続きを含め、学校に実情に応じた徴収金マニュアルの見直しを検討しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見47】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校徴収金に係る予算及び決算の通知について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書179頁】

前述のとおり(学校徴収金とは、公費以外の経費で、学校教育活動上、必要となる経費として、学校園において保護者から徴収する経費であり、公費とともに学校園の教育活動を支えている。学校徴収金は保護者がその管理を包括的に校園長に信託している経費であり、校園長は保護者の経済的負担軽減に努めるとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行うことが求められる。)、学校徴収金は保護者がその管理を包括的に校園長に信託している経費であることから、学校徴収金の執行計画である予算及び執行結果である決算については、保護者に対して適時にわかりやすく通知する必要がある。

この点、まず、予算については、年度当初に積算の内訳と毎月の徴収予定額を保護者に通知している学校があった一方、毎月の徴収予定額のみを通知にとどまっている学校もあった。

次に、決算については、費目ごとに年間の収入総額と支出総額を表示した決算報告を作成している学校と総額を児童・生徒数で除した一人当たりの収入額及び支出額を表示した決算報告を作成している学校があった。また、決算報告の頻度についても、学期毎、年二回、年一回など様々となっている状況であった。

各学校園では、過去からの経緯などを踏まえ、保護者にとってわかりやすい予算及び決算の通知の形式を検討し、現行の形式を採用されたものとするが、より一層の透明性を確保するため、教育委員会において、予算及び決算の保護者への通知にあたっての一定の指針を作成し、徴収金マニュアルに盛り込むことが望ましい。

なお、決算報告について、担任教員名義で保護者に通知している学校が見受けられたが、学校徴収金は校園長に対して信託されているものであることにかんがみると、校園長名義で通知することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(一部措置済)】

学校徴収金に係る予算及び決算の通知につきましては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。今後、予算・決算の保護者への通知にあたっての一定の指針を示すとともに、学校の実情に応じた徴収金マニュアルの見直しを検討しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【結果22】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校徴収金に係る監査体制の確立について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書180頁】

徴収金マニュアルでは、学校徴収金の監査体制について、次のとおり記載している。

監査委員を2名以上任命し、徴収金の監査を行う。
 監査委員には保護者も任命する。
 教育委員会に抽出して毎年監査を実施する。

(注)「監査委員」は徴収金マニュアルにおける用語であり、東大阪市監査委員を指すものではない。

しかし、現在のところ、実地監査を行った学校では監査委員による学校徴収金の監査は行われておらず、教育委員会による抽出した学校園に対する監査も実施されていない状況であった。

必ずしも、2名以上の監査委員の任命や教育委員会による抽出監査の実施を求めるものではないが、事務職員等や校園長とは別の第三者による監査は透明性確保のために有用であるし、徴収金マニュアルにも明記されている以上、実態に即した実施可能な監査体制を確立する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(措置済)】

第三者による監査につきましては、学校園より抽出して、教育委員会による監査を平成30年度より実施しております。

今後も、学校徴収金の透明性の確保のため、実態に即した実施可能な監査体制の確立について、徴収金マニュアルの見直しを含めて検討しております。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見48】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校徴収金の滞納に伴う問題点

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書180頁】

学校園によっては、学校徴収金の支払いを滞る保護者が存在し、督促等の対応のため、労力を費やすことを余儀なくされている場合がある。

学校徴収金は、教材の購入等のための支払いに充当されることとなるが、徴収が滞った場合、納入業者等への支払いの遅延につながることもある。また、場合によっては、教職員による個人的な立替えが発生したり、結果的に滞納のない他の児童・生徒からの徴収分により賄われたりすることも考えられる。

したがって、学校園に配置された事務職員を集めた研修会において、滞納となった学校徴収金の回収に向けた各学校園の取組みについて意見交換したり、対応策の事例集を教育委員会の主導で作成したりして、実際に対応する学校園の取組みを支援する方策を検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末（措置済）】

学校徴収金の滞納に伴う問題点につきましては、事務職員を対象とした連絡会において、学校徴収金に関する各学校園の取組みや対策について、全校では年2回、グループ別（市内13グループ）では学期に1回、意見交換をする機会を設定しております。今後も効果的な支援方策について検討してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見49】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校園関係団体の事務の取扱いについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書181頁】

学校園関係団体とは、教職員及び保護者で組織するPTA や卒業生で組織する同窓会など、学校とは異なる任意団体のことである。

これらの学校園関係団体の会計についても、会費の徴収と一括して学校園において行われており、預金の通帳等の管理も含めて学校園に配置された事務職員が実施していることが多い状況にある。

徴収金マニュアルによると、学校園関係団体の会計についても、学校徴収金の範囲に含めており、学校徴収金に係る事務については事務職員の標準的職務に位置づけられているとのことである。しかし、学校園関係団体は学校園とは異なる団体であり、保護者が校長に対して信託している経費である他の学校徴収金と性質を異にするものといえる。

したがって、正式に学校園関連団体から事務処理の委任を受けるなど、事務職員が学校園関連団体の事務に携わる根拠を明確化しておくことが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末 (一部措置済)】

学校園関係団体の事務の取扱いにつきましては、平成30年12月6日開催の教育施策連絡会において、説明及び指導を行った後、メールにて全学校園に包括外部監査結果報告書のデータを送信しています。今後も、学校園関係団体の事務処理について、携わる根拠の明確化など、適切に対応できるよう指導してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見50】
回答所属	教育政策室
項目	公費と私費の負担関係の明確化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書181頁】

学校教育で必要とされている経費には、東大阪市の予算に計上され公費により賄われているものと、学校徴収金として保護者から徴収し私費により賄われているものがある。この公費と私費の負担関係について、徴収金マニュアルにおいては、概ね、表165 のとおり区分するものとされている。

表165 公費と私費の負担関係(徴収金マニュアル)

公費負担が望ましいもの	私費負担が望ましいもの
<ul style="list-style-type: none"> ・学校園の管理運営費及び教育活動に係る経費 ・学級・学年、学校園単位で共用又は備え付けとするものに係る経費 ・その他管理・指導のための経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童・生徒個人の所有物に係る経費 ・教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそこから生じる直接的利益が、園児・児童・生徒個人に還元されるものに係る経費 ・部活動はじめ児童・生徒の自主的活動に係る経費 ・その他(団体の活動経費等)

一方、前述のとおり、学校徴収金については、毎年度、教育政策室において各学校園における徴収状況に関する調査を行っており、徴収項目を公費負担が望ましいものと私費負担が望ましいものに分けて集計を行っている。

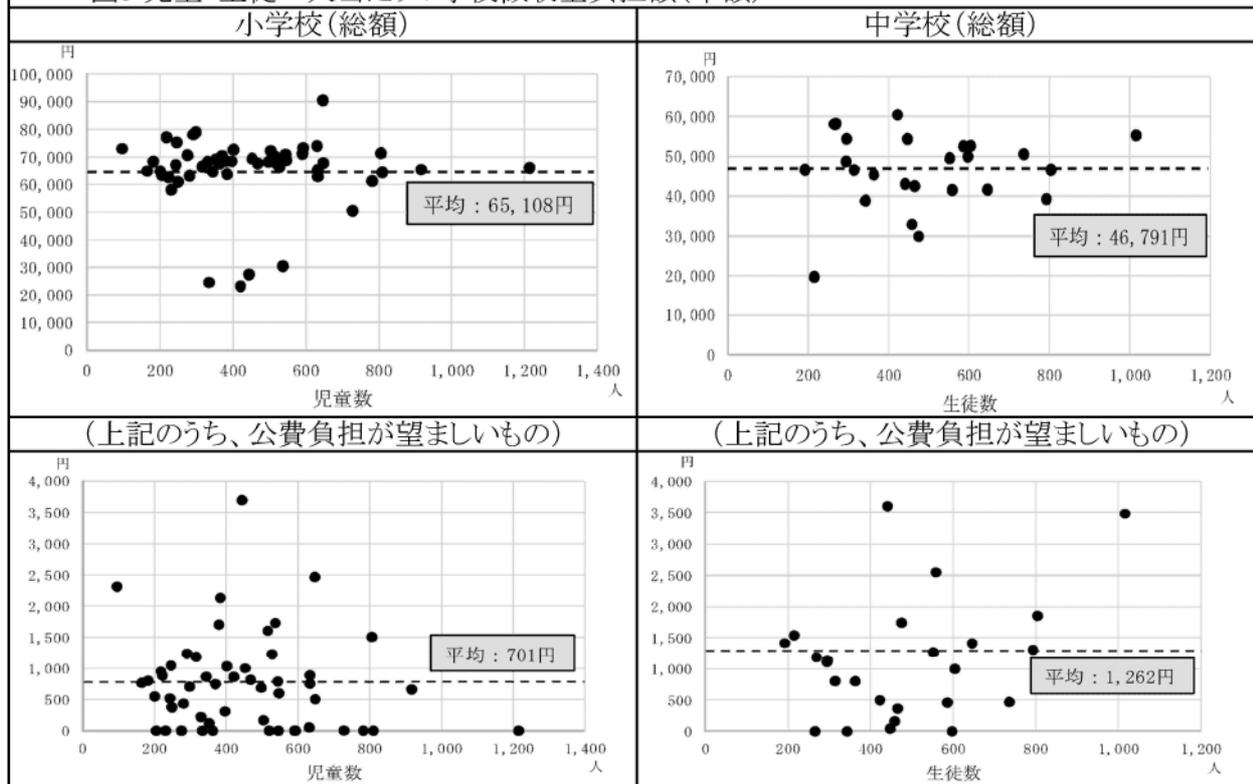
この学校徴収金の集計においては、表166 のとおり、徴収項目を18項目に区分した上で、公費負担が望ましいものと私費負担が望ましいものに分類している。

表166 公費と私費の負担関係(教育政策室調査における徴収項目)

公費負担が望ましいもの	私費負担が望ましいもの
(6)図書館活動費	(1)遠足社会見学費
(7)用紙費	(2)修学旅行費
(8)共有の副教材費	(3)卒業アルバム費
(10)環境整備用消耗品費	(4)その他の行事費
(11)土地建物備品整備費	(5)児童生徒活動費
(12)保健衛生費	(9)個人の副教材費
(16)教授用設備備品費	(13)給食関係費
(17)その他の設備備品費	(14)臨海学舎費
(18)図書購入費	(15)林間学舎費

表166 の分類にしたがって、縦軸に小学校及び中学校における児童・生徒一人当たりの学校徴収金負担額(年額)、横軸に児童数又は生徒数を取り、小学校及び中学校における学校徴収金負担額の分布を示すと、図9 のとおりである。

図9 児童・生徒一人当たりの学校徴収金負担額(年額)



児童・生徒一人当たりの負担額を学校徴収金の総額で見ると、小学校の平均は65,108円、中学校は46,791円となっており、比較的平均の金額に近い水準で分布している学校が多い傾向となっている。

一方、公費負担が望ましいものについてみると、小学校は平均701円であるが、最低0円から最高3,693円に渡って分布している。中学校は平均1,262円であるが、最低0円から最高3,604円に渡って分布している。このように、公費負担が望ましいものについては、総額の分布と比べて、ばらつきが大きい状況となっている。

確かに、教育政策室による調査においては、各学校からの報告をそのまま集計しているとのことであり、学校ごとに区分の考え方が異なっていることも考えられる。よって、まずは、実態に即した報告となっているのか、個別に吟味して検討する必要がある。

しかし、本来、公費で負担すべきものについて、保護者に負担を求める結果となっているのであれば問題である。

教育委員会においては、単に、各学校から受けた報告を取りまとめるだけでなく、学校徴収金に含まれる公費負担が望ましいものの額が多額となっている学校園の実態調査を行い、必要に応じて学校園配当予算の見直しを行うなど、学校園間の格差を縮小するための方策を検討する必要がある。

なお、私費負担が望ましいものについても、保護者の経済的負担軽減の観点から、継続的な見直しが必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】

学校徴収金につきましては、そのあり方や公費負担と私費負担の区分も含めて、マニュアルの見直しを検討してまいりますとともに、教育政策室で行っている調査につきましても、学校からの報告が統一した考え方のもと、実態に即したものとなっているのかを含め、精査してまいります。

H29年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

結果及び意見	【意見51】
回答所属	学校教育推進室
項目	学校徴収金に係る事務の統一化について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書184頁】

学校徴収金の取扱いについては、徴収金マニュアルによって、一定の指針が示されているが、具体的な事務の詳細については、各学校園に委ねられている状況にある。この結果、学校徴収金の徴収項目の名称が学校園によって異なっていたり、取扱い金融機関の違いにより口座振替の回数が異なっていたりするなど、その取扱いは各学校園によって様々な状況となっている。また、「エ）学校徴収金に係る予算及び決算の通知について【意見47】」で述べたように、予算や決算の様式も学校によって様々となっている状況である。

このようなことから、事務職員の転勤の際は、まずはその学校園の学校徴収金に係る事務を理解するのに苦勞するとの意見も聞かれたところである。

学校園の規模や過去の経緯により、学校徴収金に係る事務を完全に統一するのが困難であることは理解できるが、具体的な事務処理の流れに即して最低限遵守すべき基準を現状の徴収金マニュアルに補足するなどして、可能な限り、事務の統一化を図ることを検討すべきである。

さらに、昨今、教員の長時間勤務の是正の必要性が指摘されており、文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会」の下に設置された「学校における働き方改革特別部会」において、その対応に向けた議論が進められている。そして、平成29年12月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）が公表された。中間まとめでは、「学校徴収金の徴収・管理」について、次のとおり述べている。

学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、銀行振り込み・口座引き落としで徴収している例が多い。しかし、依然として手渡しの例もみられることから、銀行振り込み・口座引き落としを基本とすべきである。

また、未納者に対する督促等については、教師が、児童生徒を介して便宜的に行っている例が多い。一方、地方公共団体によっては、学校給食費を地方公共団体の一般会計に組み入れる公会計方式にした上で、その徴収・管理を学校の業務ではなく、地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図るとともに、徴収方法を工夫し、高い徴収率を上げている例もある。

学校給食費については公会計化することを基本とした上で、こうした先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促す必要がある。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を形成していく必要がある。

未納金の督促の実施等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、地方公共団体での取組例等を踏まえ、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、学校ではなく、地方公共団体が担っていくべきと考える。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、学校徴収金の徴収・管理については、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにすべきと考える。

文部科学省による「教員勤務実態調査(平成28年度)」によると、学校給食費については、既に公会計化されている小学校は48.1%、中学校は57.9%とのことであるが、今後、学校給食費をはじめとした学校徴収金の公会計化への流れが進展することが想定される。

また、中間まとめにおける「先進的な地方公共団体」の事例として、鳥取市が挙げられる。鳥取市においては、平成30年度から学校給食費だけでなく補助教材費の一部の公会計化と学校徴収金システムの導入を予定しているとのことであり、「学校現場の多忙化解消」、「保護者の利便性の向上」、「安全性の確保」及び「会計処理の透明性の確保」といった効果を期待しているとのことである。

長期的には、このような先進的な他の地方公共団体における取組みも参考にして、東大阪市として学校徴収金の事務のあり方についての検討を行う必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成31年3月末(未措置)】

学校徴収金に係る事務の統一化につきましては、他の地方公共団体の取組みも参考にしながら、東大阪市として一定の統一性が図れるよう、学校徴収金マニュアルの見直しを含めて検討しております。